

平成30年第2回(定例)
須恵町議会会議録

平成30年6月8日

平成30年6月12日

平成30年6月15日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 8 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	4
説明のため出席した者	4
開会・開議宣言	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	6
町 長 諸 報 告	6
教 育 行 政 報 告	9
議 会 報 告	12
議案第 29号	13
議案第 30号	15
議案第 31号	16
議案第 32号	17
議案第 33号	19
議案第 34号	21
議案第 35号	21
議案第 36号	21
議案第 37号	21
議案第 38号	21
議案第 39号	21
議案第 40号	22
議案第 41号	22
議案第 42号	23
議案第 43号	24
議案第 44号	25
議案第 45号	26
議案第 46号	27
議案第 47号	28
議案第 48号	29
議案第 49号	30
報告第 1 号	31
散 会	31

第 2 号 (6 月 12 日)

議 事 日 程	32
本日の会議に付した事件	32
出 席 議 員	32
欠 席 議 員	32
議会事務局職員出席者	32
説明のため出席した者	32
開 議 宣 言	33
3 番 議員 白水 勝元	33
2 番 議員 世利 孝志	34
5 番 議員 三角 栄重	43
1 番 議員 児玉 求	47
14 番 議員 今村 桂子	52
7 番 議員 松山 力弥	61
散 会	66

第 3 号 (6 月 15 日)

議 事 日 程	67
本日の会議に付した事件	68
出 席 議 員	69
欠 席 議 員	69
議会事務局職員出席者	69
説明のため出席した者	69
開 議 宣 言	71
議案第 29号	71
議案第 30号	73
議案第 31号	75
議案第 32号	76
議案第 33号	80
議案第 34号	85
議案第 35号	85
議案第 36号	85
議案第 37号	85
議案第 38号	85
議案第 39号	85
議案第 40号	85

議案第 41号	88
議案第 42号	89
議案第 43号	90
議案第 48号	91
議案第 49号	93
議案第 50号	94
議案第 50号	95
委員会の閉会中の継続調査について	97
議員の派遣について	97
閉会	97

議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第29号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第30号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 議案第31号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 9 議案第32号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 議案第34号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第35号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第36号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第14 議案第37号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第17 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第18 議案第41号 須恵町地域防災施設設置条例の制定について
- 日程第19 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 1 議案第 4 4 号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 4 5 号 須恵町副町長の選任について
- 日程第 2 3 議案第 4 6 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 4 議案第 4 7 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 報告第 1 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰
越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処分につい
て
- 日程第 7 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) の専
決処分について
- 日程第 8 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の
専決処分について
- 日程第 9 議案第 3 2 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につ
いて
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議につ
いて
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議につい
て
- 日程第 1 3 議案第 3 6 号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利
用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第 1 4 議案第 3 7 号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用

に供することの一部変更に関する協議について

- 日程第15 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第17 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第18 議案第41号 須恵町地域防災施設設置条例の制定について
- 日程第19 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第43号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第44号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第45号 須恵町副町長の選任について
- 日程第23 議案第46号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第24 議案第47号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第48号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第49号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 報告第1号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	—
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み
総 務 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
都市整備課長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

梅雨に入っておりますが、梅雨には陽性と陰性があるようで、ことしは陽性だそうでございます。陽性というのは、集中豪雨とかゲリラ豪雨とかがあるようでございます。議員各位は、防災マニュアルをもう一度見直して対応するようにお願いします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ただいまから平成30年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成30年第2回定例会、議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年第2回定例会は、6月1日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成30年第2回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は21件、報告1件、ほかに町長諸報告にかえて平松新町長の所信表明、教育行政報告、閉会中の組合議会報告2件でございます。

会期は、本日6月8日から15日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会9件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会2件、議案第34号から議案第40号までは、那珂川町の市制施行に伴う規約等の変更のため一括提案といたします。

また、議案第45号から第47号の人事案件については、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

次に、日程についてですが、本日当初本会議、11日各常任委員会、12日午前9時より一般質問、終了後に全員協議会、13日予算審査特別委員会、15日最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を、本日から6月15日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月

15日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、ここで、5月1日付で就任されました平松町長、初の議会となりますので、御挨拶をお願いしたいと思います。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さんおはようございます。

先ほど、議会運営委員長のほうから、町長報告にかえて所信表明という形で報告いただきました。先の選挙においては、皆さん本当に御迷惑かけました、ありがとうございます。

町長所信表明

それでは、所信表明なのかどうかちょっとわかりませんが、本日は、6月定例議会を招集しましたところ、全員御出席のもと6月当初会議が開催できますことを感謝申し上げます。

4月の17日に須恵町長選挙が告示され、立候補届け出を出し、選挙を力強く戦い抜く決意をもって臨みましたが、凶らずもほかの立候補届け出がなく、無投票による当選となりました。

地方首長選挙並びに議会議員選挙に対する市民の関心の低さが各種メディアで取り上げられておりますが、私並びに後援会による活動を通じて感じたのは、須恵町の町民の方々並びに多くの企業の方々から励ましのお言葉をいただき、そして期待する声を多く受けました。

後援会に加入していただきました総数においても、想定する有効得票数の過半数を大きく上回ることができ、町民の皆さまから信任を受けたと確信を持たせていただきました。その分責任の重さを痛感し、責任を持って職務を全うすることを決意いたしております。

さて、後援会活動中並びに1日ではありましたが、告示日当日、皆様にどのようなまちづくりをしたいのかをお伝えしてまいりました。

それは、当町は初代町長稲永卯十郎町長から五代町長中嶋町長まで、その時々課題を的確に捉え、解決し、次世代が活躍できる土壌をつくり、バトンタッチされてきました。

中嶋町長におかれましては、長年にわたる最大の懸案事項でありました、六坑ボタ山に係る事業を完結され、御承知のとおり、第三小学校区のスマートインターを核とした地域が一大商業集積地として変貌を遂げつつあり、町全体としましては、当町の人口は緩やかであります、今後増加することが予想され、税収も今のところ右肩上がりでございます。

安定した町の運営がなされておりますのも、議員各位の御協力、御支援並びに町民の方々の御

理解のたまものと心から感謝申し上げます。

中嶋町政を強く継承していくことはもちろんのことですが、これからどのような事業展開を図っていくかということです。

まずは、安全・安心のまちづくりはどの時代でも最大の事業項目であり、日常生活における治安維持・安全対策につきましては、今まで同様、関係諸機関と連携し行ってまいります。

さらには、災害発生時における防災体制の本部機能の見直しとしまして、現在、準備に入っております、防災本部としての役場非常用電源の早期の見直し、改善並びに防災無線のデジタル化を早急に実施したいと考えております。

あわせて、全ての行政区に自主防災組織を設置していただけるよう、既に区長会と協議に入らせていただきました。これは、本部機能の的確な作業が遂行できるよう、各行政区における安否確認並びに個人財産、公共施設、道路・水路等でございますけれども、等の損壊などを報告していただくとともに、避難状況や避難所の必要性などを災害本部である総務課に報告していただくことにより、的確な災害対応が可能となってまいりますので、早急に対応していきたいと考えております。

次に、高齢化が進む我が町において、会社をリタイアされた方々の生きがいがづくり、既に高齢者となられた方々が日々の生活を生き生きと過ごせる社会参加型の高齢者事業を展開したいと考えております。

これは、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、当町議会、その他有識者との協議会を設置し、該当者の方々が持つておられるスキルを町の運営に生かせる、あるいは、それぞれの思いに応えられる仕組みをつくってまいりたいと考えております。

現在の70歳は、昭和40年代からすると気力、体力ともに充実されており、老人としてのくくりから脱却し、須恵町の有益な人的資源として活躍していただくことが町の発展につながると確信しております。

次に、子ども支援並びに子育て支援ですが、当町における教育予算は、児童福祉予算を合わせると18%を超えており、他市町と比較しても力を入れていることは間違いなく、保育所、幼稚園を含む児童福祉並びに当町独自の教育振興基本計画を時代に即した形に見直していくことで十分に対応していけると考えております。

そして、現在の30代、40代の方々に須恵町に関心を持ってもらうことが重要なことであると判断しております。現在の須恵町の根幹である社会教育と生涯教育を力強く牽引されていた方々が70代の年齢となり、余りにも頼れる存在であり続けたために、お任せ状態が続いたことも事実であります。

早急にこの問題は解決しなければならず、若い人たちが町の運営に参画してもらえよう、当

町議会、区長会、各種団体と話し合いの場を設け、若い人たちの提案が町政に生かされる町づくりを行っていきたいと考えております。

次に、当町の商工会・企業クラブと連携を図り、町内企業を対外的に強くアピールし、企業誘致並びに就職してもらえる仕組みをつくり上げる必要があります。

これは、今回、各企業を訪問し、お話を聞く中で、担い手不足、労働力不足は深刻な状況であり、それぞれの企業が対応できる範疇を超えております。須恵町が一丸となって取り組まなければ、須恵町経済の急速な減滞につながることを予想されます。

そして、現在行っております下水道事業の推進、道路等インフラ、公共施設の計画的改修等は、財政状況を判断しながら進めてまいります。

それから、中嶋町政から引き継がなければならない大きな事業として、3つの小学校区を基盤に据えた暮らしのコミュニティの早期実現を目指します。

これは、現在、大きな成果を上げていただいておりますコミュニティ事業を拡大して行うというのではなく、各小学校区で抱える諸問題をそれぞれの小学校区で解決してもらうことにより、より迅速に住民サービスが行き届く新しいシステムづくりが必要となります。

組織内事業として想定されるのは、地区内の軽微なインフラ（道路の軽微な損傷の修繕工事等）、高齢者の安否確認、災害時の地域防災拠点としての機能、子育て支援の実質的な運営、役場まで行かなくても対応できる福祉・税務・公共整備事業の相談窓口化、これは定期的に役場の職員を配置する必要があるかと思っております、その他各種相談窓口としての機能、そして、現在実施していただいている学校支援事業、地域主催祭り事業などでございます。

これらを実施していただくために、事業項目別の組織化が必要であり、それらの集合体が暮らしのコミュニティとなり常に機能していただくためには、月額報酬制の会長職、事務局長、コミュニティ主事、運営補助金の創設が必要となりますので、まずは本町議会関係者の方々と話し合いの場を設けていきたいと考えています。

今、申し上げた事業を慌てることなく、それぞれの関係者とコンセンサスを図りながら取り組んでまいります。そのためには、年々減少していくであろう財政調整基金の改善や行財政のシビアな見直しを行い、健全財政の範囲内で行うことが、緩やかであっても町の発展に欠かせない手法であると確信しております。

現在、産声を上げたばかりの株式会社SUNOBAは、国・県補助金並びに減少傾向にある地方交付税を考えると、みずから稼ぐ力をつけなければ、当町だけでなく地方自治体は構造上衰退していくことは明らかであります。

現在想定している事業内容につきましては、当町議会、区長会、区長会は既に行いましたけども、商工会、企業クラブ、町民の方々にきめ細やかに説明会を行い、理解していただき、協力体

制を確立させていきたいと考えております。

先ほど述べた事業を確実に実施するためにも、新たな財源確保の観点からも、今、取り組まなければならない事業であると確信し、SUENOBA事業を精力的に展開してまいります。

住んでよかった、住みたくなるまち、全国一番を目指してまいりますので、当町議会の御支援を賜りますようお願い申し上げます、これからの基本的な事業計画とさせていただければと思っております。御協力よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（三角 良人） 今議会は、所信表明のみでありますので、質問を省略させていただきます。

日程第4. 教育行政報告

○議長（三角 良人） 日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。数日前からちょっと風邪を引きまして、時々咳を出すかもしれませんけども御容赦ください。

町内の各小・中学校の運動会を無事に終えることができました。児童・生徒の活気あふれる姿を通して、各学校での日常指導が充実してきていると実感しております。また、議員の皆様や地域の方からも同様の評価をいただいているところです。御声援、御協力ありがとうございました。そして、去る5月17日の園学校経営説明会に御参加いただきありがとうございました。

それでは、教育委員会の行政報告をさせていただきます。なお、園学校経営説明会で詳しく説明しておりますので、平成29年度、平成30年度の特徴的な事業についてのみ報告させていただきます。

また、資料として「平成29年度須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び報告について」と町で作成しました「特別支援教育基本計画」を配付しておりますので、後ほど御参照ください。

まず、平成29年度の主な取り組みについては、特別支援教育、小学校英語科教育、立志式の3つについて説明いたします。

1つ目は、特別支援教育の取り組みについてです。

本町では、0歳から15歳までをつなぐ連携・連動した教育を推進しているところですが、特別支援教育につきましても、療育、就学前から小・中学校と一貫して取り組んでおります。特に、近年では、特別支援が必要な児童が大きく増加傾向にあります。特別支援学級が、小学校では本年度5学級の増加となっています。中学校では1学級の増加となっています。

このような現状から須恵町教育委員会といたしましても、町として特別支援教育の一層の充実を図るために、本年の2月に特別支援教育基本計画を策定しました。この基本計画に基づいて特別支援学級の担任の育成も計画的に進めていく予定です。そこで、本年4月4日町内全小・中学

校の特別支援学級担任の研修会を開催したところです。また、夏季には町内全職員を対象とした通常学級における特別支援学級の研修会を計画しております。

2つ目は、小学校英語科教育の実施に向けた取り組みです。

これまでは、小学校での外国語活動の授業は5、6年で週に1時間、外国語活動として、外国語の基本的な「聞く」それから「話す」など表現に慣れ親しむことを目標として実施してきました。

しかし、新学習指導要領では、平成32年度より小学校3、4年生には週に1時間外国語活動が新たに加わることとなります。また、5、6年生については、週に2時間英語活動が英語科となります。英語科となりますと、先ほど申しました「話す」「聞く」に加えて、英語文を「読む」とか英語文を「書く」とか、そういった活動が加わることになり、段階的に、これを平成30年度から先行実施することになっています。

そこで、本町は30年度からの先行実施に向けて、昨年度29年度、須恵第二小学校を小学校英語教育の推進校と指定しました。担任が一人で英語活動と英語科の授業を実践できることを目標として、小学校3校が共同の研修をとおして教員の指導、技術の向上に努めているところです。

3つ目は、立志式の開催です。

平成30年3月に出された国の第3期教育振興基本計画では、これからの教育の方針として「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」とあります。本町で目指している「心の教育の育成」にもつながるものです。昔の元服の年に当たる14歳、中学校2年生の時期に、将来の夢や希望について改めて考えることは大変有意義なことだと思います。

そこで、町教育委員会が主催しまして、須恵中と須恵東中学校1、2年生が参加し「立志式」を開催することにしました。そこで、2年生全員が将来への希望や夢、職業などについて作文を書き、各校2名の代表を選出しました。2月21日アザレアホールにて立志式を開催し、生徒代表の作文発表をし、記念講演を行いました。各校で国語科の指導もあり、中身の濃い立志式となりました。本年度は、来年の2月20日に計画しております。

次に、平成30年度の教育行政の主な施策、「つながり」を大切に「丁寧に鍛える」教育の推進、不登校児童・生徒への対応、学力の向上に向けた取り組み、の3点について述べます。

1つ目は、「つながり」を大切に「丁寧に鍛える」教育を推進していくことです。

本年度は、子ども同士をつなぐ意味からも町教育振興基本計画の最終学年でもあります「目指せ須恵中・須恵東中学校の3年生」をスローガンに取り組んでまいります。早速、春休みには須恵中生徒が第一小学校と第三小学校に出向き、小学生に勉強を教えたり、ボランティアとして小学校の運動会をお手伝いしたり、中学校の運動会では小学生が参加できる玉入れを行うなど、小・中の交流を通して中学生の姿が模範となるような取り組みが始まっています。

「丁寧に鍛える」では、指導の後に教師がどうその結果を見とるかが大切になってきます。須恵町の児童・生徒は、自分が周りの人の役に立っていると感じる自己有用感が全国的に比べて低い傾向にあります。自己有用感の向上のためには、教師が単純にほめるだけではなく、子どもの学習や活動などの具体的な姿を通して評価する必要があります。

そこで、できた、できないという結果をほめるだけではなく、結果までの過程を「認める」ことを意識した教育の推進を「丁寧に鍛える」という言葉で各学校にお願いしているところです。

2つ目は、不登校児童・生徒への対応です。

先日の学校教育説明会でお示したように、不登校の生徒が中学校で多く存在しています。背景として、不登校が生まれる要因の複雑化が上げられます。それは、学校での問題事象に起因することだけではなく、個人の心理的な要因からの集団適応力の低さや、家庭での虐待やネグレクトあるいは家庭の教育力の低下など、複数の要因が絡まり合って本人の不登校という状態を生んでいる状況があります。

教育委員会では、適応指導教室（やまももルーム）を設置し、不登校児童・生徒の受け入れ場所として対応しています。学校においては、適応促進委員会を毎週開くとともに、個々の不登校及び不登校兆候の生徒についてはケース会議を持ち、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を含めた組織的・総合的なアプローチにより、生徒の中学校への復帰に向けて取り組んでいきます。

本年度は、小学校でもこのケース会議を校内の組織として立ち上げ、取り組んでいきます。

3つ目は、学力向上に向けた取り組みです。

須恵町では、学力向上検証委員会で国語部会、算数・数学部会など教科別に全国学力テストの結果を分析し、授業改善や補充学習、家庭学習など取り組んでいます。しかし、高学年になればなるほど学習についていけない児童・生徒が多くなっているのも現実としてあります。

そこで、本年度から重点的に小学校3、4年生で学力補充をしっかりと行い、高学年につなげていくことにしました。具体的には、放課後学習として3、4年生で学習についていけない児童を放課後に集め、町の支援員や保護者の協力を得ながら補充学習を進める計画です。この取り組みは運動会後から始めていく予定です。

最後になりますが、須恵町教育振興基本計画が出されてから、本年度で最終年度の10年目を迎えます。そこで、本年度中に第二期の教育振興基本計画を策定する予定です。

これで、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三角 良人） これより教育長の教育行政報告に対する質問に入ります。質問はありますか。——質問なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第5、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会臨時会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。

粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成30年5月15日に粕屋南部消防本部において、第2回臨時会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第9号、粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、任期満了に伴う後任委員に、宇美町、古賀ひろ子氏が選任され、全員賛成で同意しました。

議案第10号、粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき、中部救助小隊3名体制を4名へ変更することに伴う職員定数条例の一部を改正で、附則として、平成31年4月1日から施行するもので、全員賛成で可決しました。詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会臨時会の報告を求めます。

12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） おはようございます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、平成30年5月31日に第2回臨時会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

議案第5号、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任についてで、篠栗町、藤佳光氏の任期満了に伴う再任で、全員賛成で同意いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし

と認めます。

これより議事に入りますが、議会運営委員長の報告にもありましたように、議案第34号から議案第40号までの7議案については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

また、議案第45号、議案第46号、議案第47号については、人事案件でありますので、本日、提案理由の説明後、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第6. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） おはようございます。

では、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてでございます。

平成29年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第6号）を提出いたしまして、議決をいただいているところですが、その後、予算の補正が必要となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本会議に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を83億9,384万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

1 款町税は、1 項町民税から 4 項たばこ税まで、決算見込みにより 1 億 6 6 6 万 3, 0 0 0 円を増額補正しております。

2 款地方譲与税から 9 款地方交付税までは、3 月末の交付税決定額に合わせまして、それぞれ増額及び減額しております。

1 4 款県支出金、次のページの 2 項補助金 3, 3 8 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、保育所等整備事業費県補助金の減額です。

1 5 款財産収入 2 項財産売払収入 2, 2 4 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、不動産、木材の売払収入です。

1 7 款 1 項繰入金は、1 款町税の増額及び次に歳出で説明いたします特別会計への繰出金の減額によりまして、財政調整基金繰入金を 1 億 9, 5 0 0 万円減額しております。これによりまして、2 9 年度の財政調整基金は 2 8 5 万 3, 0 0 0 円になり、今年度末の基金残高は 2 3 億円を維持しております。

次のページの 4 ページをお願いいたします。歳出です。

2 款総務費 1 項総務管理費 1, 9 5 5 万 1, 0 0 0 円の増額は、不動産売払収入分の財政調整基金積立金です。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3, 8 5 2 万 1, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険特別会計の決算見込みによりまして繰出金の減額でございます。2 項児童福祉費 3, 3 8 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、保育所等整備事業補助金の減額によるものです。

8 款土木費 5 項下水道費 7 1 0 万円の減額は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによりまして繰出金の減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 2 9 号については、議長を除く 1 3 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 9 号平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第7. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。

初めてで緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の2ページでございます。

議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第3号）を提出いたしまして議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となりました。去る3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の19ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,009万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,400万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、20ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者保険税の現年課税分及び滞納繰越分の増収見込みから370万円の増額補正を行っております。

3款国庫支出金から7款共同事業交付金までは、それぞれ国社会保険診療報酬支払基金、県国民健康保険団体連合会からの負担金、補助金、交付金が年度末に確定いたしましたので、それぞれの所要の増減補正をしております。

8款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正と、次に説明いたします歳出予算補正によりまして3,852万1,000円の減額補正となっております。

このうち一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては3,300万円を減額いたしております。結果、一般会計から7,700万円繰り入れることになっております。

10款諸収入につきましては、決算見込みによるもので490万2,000円の増額補正をしております。

次に、21ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費から 5 項移送費まで、それぞれ決算見込みによる不用額 8,533 万 2,000 円の減額補正を行っております。

8 款保険事業費 1 項の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診等の委託料の執行残による 292 万円の減額補正でございます。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金につきましては、決算見込みによる 83 万円の減額補正でございます。

10 款予備費の補正につきましても、不用額 101 万 3,000 円の減額補正をしております。

以上、報告をいたしまして承認を求めますのでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1 番、児玉君。

○議員（1 番 児玉 求） 21 ページの歳出のところを見ていただきたいんですが、2 款の保険給付費が補正で 8,533 万 2,000 円マイナスということですが、これは、それだけ医療費がかからなかったちゅうことでよろしいんでしょうか。

○議長（三角 良人） 合屋課長。

○住民課長（合屋真由美） 今、提案理由で御説明しましたとおり、国とか県とかそれぞれの負担金、補助金、そういったものが保険、医療費の減とかにより少なかったというところでの減額になります。

○議長（三角 良人） 児玉君、委員会付託するから、そこで詳しく説明もらえる。

○議員（1 番 児玉 求） はい、わかりました。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。

よって、議案第 30 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 8. 議案第 31 号

○議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 31 号平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 31 号平成 29 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分につ

いてでございます。

平成29年度の須恵町公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、3月議会に補正予算（第4号）を提出し議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となったため、3月31日付で専決処分を行っておりますので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の36ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億152万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の37ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1款1項負担金、補正額80万円は決算見込みによる増額補正でございます。

2款1項使用料、補正額50万円も決算見込みによる増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額710万円の減額は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

次の38ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項総務管理費、補正額140万円の減額は、負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額440万円の減額は、委託料並びに工事請負費の決算見込みによる減額です。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） おはようございます。税務課、合屋でございます。よろしくお願ひします。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律ほか平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日等から施行されたことに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものでございます。

次のページ、5ページから19ページまでが改正文と附則で、20ページから56ページまで新旧対照表を添付しております。

改正点の内容といたしましては、地方税法の改正による各条文の文言整理及び様式の文言整理、項ずれ等の整理を行っており、主なものについては新旧対照表で説明いたします。

初めに、住民税関連から説明いたします。20ページから21ページをお願いいたします。

第24条では、個人の町民税の非課税の範囲、障害者、未成年者、寡婦及び寡婦に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げ、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、均等割を課すべき者について前年の合計所得金額が31万5,000円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じていた金額に10万円を加算した金額以下である者に対しては均等割を課さない。

これは、働き方の多様化を踏まえ働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除を見直し、基礎控除に振りかえする対応であります。

その下、34条の2、所得控除、基礎控除額に所得要件を創設する改正で、基礎控除について前年の合計所得金額2,500万円超で創出するものであります。

37ページをお願いいたします。

附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲と所得割等非課税限度額について、10万円を加算した金額に引き上げるものであります。

続いて、町たばこ税関連についてであります。30ページをお願いします。

30ページ一番下から、31ページでございます。

第92条、製造たばこの区分、製造たばこの区分を新たに創設するもので、現在、加熱式たばこは、地方税法上のパイプ式たばこに分類され大変税負担が低くなっており、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を創設するものであります。

その下、第94条、たばこ税の課税標準、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方

法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とする。平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するための規定の整備であります。

34ページをお願いいたします。

第95条、たばこ税の税率、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

続いて、固定資産税関連であります。37ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、固定資産税等の課税標準の特例、わがまち特例で項の削除、繰り上げ、字句改正、項の繰り下げ、追加で、38ページから39ページ、第25項の次に1項を加える改正、第26項、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間に認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等償却資産に係る課税標準の特例措置、課税標準を3年間ゼロに軽減する特例措置。附則10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。

42ページをお願いします。

第12項、固定資産税の特例措置規定の追加の新設でございます。改修実演芸術公演施設に対する減額の適用を受けようとする者がすべき申告、固定資産税額を平成32年3月31日までの2年間、3分の1減額する特例措置であります。

恐れ入ります、13ページに戻っていただきまして、附則第1条で施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定につきましては、定める日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、地方税法施行令の一部改正が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものです。

新旧対照表で説明いたします。59ページをお願いいたします。

まず、第3条、課税額です。第2項の改正になります。国民健康保険税の算定につきましては、第2項の基礎課税額、第3項の後期高齢者支援金等課税額、第4項の介護納付金課税額の3つの合計が課税額となりますが、今回の改正では、課税限度額を第2項で54万円から58万円に改正するとしています。第3項の後期高齢者支援金等課税額19万円と第4項介護納付金課税額16万円はそのまま据え置きになっております。結果、課税総額の限度額の総額は89万円から93万円へ4万円引き上げることとなります。

この改正によります国民健康保険税の調定額は235万円の増額を見込んでおります。

次に、第25条、国民健康保険税の減額です。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前27万円から改正後27万5,000円に引き上げ、次の60ページ、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前49万円から改正後50万円に引き上げ、低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。この改正によります国民健康保険税の調定額は55万円の調定額の減額を見込んでおります。

続きまして、第27条の2、特例対象被保険者等に係る申告です。第2項の1行目です。「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、4行目の「書類の」次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものです。これは、会社を退職し国民健康保険に加入する場合に、退職理由により保険税の軽減を受けるための申告書を提出することになりますが、これまでは、確認のために必ず雇用保険受給資格者証が必要でございましたが、マイナンバーの情報連携でその確認の必要がなくなったということで、「提示を求められた場合」という表現に改正したものです。

58ページに戻っていただいて、附則でございます。

第1項で施行期日を、この条例は平成30年4月1日から施行するとし、第2項で経過措置を、

この条例による改正後の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までは従前の例によるとしております。

以上、報告いたしまして承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第34号

日程第12. 議案第35号

日程第13. 議案第36号

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

日程第17. 議案第40号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について。日程第12、議案第35号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について。日程第13、議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について。日程第14、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について。日程第15、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。日程第16、議案第39号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について。日程第17、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について。以上7議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の61ページをお願いします。

議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議についてから議案書79ページ、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてまでの7議案でございます。

この7議案については、那珂川町が市政施行することに伴い、それぞれ規約の一部変更をする必要があるため、関係市町村と協議することについて地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

附則で、各議案、この規約は平成30年10月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号及び議案第39号、議案第40号を総務建設産業委員会に、議案第36号、議案第37号、議案第38号を文教厚生委員会にそれぞれ付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号、議案第35号及び議案第39号、議案第40号を総務建設産業委員会に、議案第36号、議案第37号、議案第38号を文教厚生委員会にそれぞれ付託します。

日程第18. 議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の82ページをお願いいたします。

議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。城山防災会館の設置に伴い、町内地域防災施設の設置及び管理を一本化し、大規模災害時の活動拠点として町民の安全安心を確保し、迅速な対応を図るとともに、さらなる住民サービスの向上に資するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでござい

す。

83ページの設置条例をお願いいたします。

第1条で地域ぐるみの防災体制及び災害時の地域の災害対策活動の拠点として防災施設を設置する旨を、第2条で、ことし3月に完成した城山区の公民館でもあります城山防災会館を含む4つの防災施設の名称及び位置を示しております。第3条から84ページ、第9条まで、施設の管理運営に関する内容を定めています。

附則で、第1項、この条例は公布の日から施行するとし、第2項で、この条例で関係施設の設置及び管理運営に関する条例を一本化したため、須恵町西部地域防災センターの設置及び管理運営に関する条例は廃止するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第41号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の85ページをお願いいたします。

議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。今回の改正は町の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更に伴うものです。

86ページに改め文、87ページに新旧対照表をつけております。詳細は新旧対照表で説明します。

87ページをお願いいたします。

別表の（第1条）（第3条）の関係で、委員名の改正前、国民健康保険運営協議会委員を須恵

町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に改正するものです。

86ページに戻っていただいて、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第42号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事兼課長（小林はつみ） 議案書の88ページをお願いいたします。

議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、該当条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表90ページをお願いいたします。

改正前の第3条第1項に改正後の下線の部分、ただし暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の者を除くものとするを追加するものでございます。

同項第5号に改正後の下線の部分、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号の規定による学資、独立行政法人日本学生支援機構法、附則第14条第2項により、なお、その効力を有するものとされる同法、附則第15条の規定に廃止前の日本育英会法を改正にあわせて精査しました。

次に、改正前の第9条第1項第2号に改正後の下線の部分の文言を整理するものでございます。

89ページに戻っていただいて、附則、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第43号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第21. 議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の91ページをお願いします。

議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、下水の排除の制限のため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次の92ページから93ページまでが改正文と附則で、94ページから96ページまでが新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、下水道へ排除する汚水の水質基準の変更及び排除の規制等を行うものでございまして、理由といたしましては、昨年3月ごろから多々良川浄化センターへ流入する下水から高濃度のリンが検出され、多量の投薬を行わないと放流水の水質を維持できない状態になりました。この状態が続きますと、多量の投薬に多額の費用がかかるため、福岡県と多々良川流域関連6町が協力し、調査した結果、水質悪化の原因をおおむね特定できました。しかしながら、現状では宇美町を除く各町の公共下水道条例では水質基準にリンの項目がなく、条例に基づく指導ができません。そのため、公共下水道条例を改正するものでございます。

本改正では水質基準にリンの項目を追加するとともに、他の項目についても下水道法及び下水道法施行令に基づく基準の見直しを行っております。また、公共下水道の維持管理に支障を来すような下水を流している場合に、改善の指導や排水の規制を行う規定を追加しております。

主な改正点については新旧対照表にて説明させていただきます。

94ページをお願いいたします。

第11条の改正でございます。特定事業場から排出される下水について水質基準を定めるものでございます。今回の改正では、第1項第1号アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の基準、第1項第6号窒素含有量の基準、第1項第7号リン含有量の基準を追加し、基準

の表記を変更するものでございます。

続いて、第2項の規定は、下水道法施行令で定められているもので、製造業またはガス供給業に関連する施設から排除される下水の水質基準を厳しくするものでございます。

94ページ下段から95ページ上段にかけて、第12条の改正でございます。除害施設を設置しなければならない水質基準を定めたものでございます。今回の改正では基準の表記を変更するものでございます。

95ページ上段から第13条の改正でございます。特定事業場に除害施設を設置しなければならない水質基準を定めたものでございます。今回の改正では、第13条第1項第3号アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の基準、同項第8号窒素含有量の基準、同項第9号リン含有量の基準を追加し、基準の表記を変更するものでございます。

第2項の規定は条例第11条と同様のものでございます。

96ページをお願いします。

第14条の2の追加でございます。下水道法第12条に基づくもので、排除する下水が公共下水道の損傷や機能を阻害するおそれがある場合に、施設の改修を求め、または排除の制限や停止を命ずることができるよう規定するものでございます。

93ページにお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思っております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第44号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22. 議案第45号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第45号須恵町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第45号須恵町副町長の選任について。

須恵町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により本議会の同意

を求めるものであります。住所、糟屋郡須恵町大字上須恵742番地1、氏名、稲永修司、生年月日、昭和30年6月7日、63歳、任期、30年6月8日から34年6月7日。

提案理由につきましては、昨年の末をもって副町長が空席になっておりますので、副町長を選任するものでございます。経歴については次のページにありますけれども、稲永氏は昭和54年に須恵町役場に奉職し、福祉課、健康課、企画財政課、子ども教育課、そして会計管理者等、経験も豊富であり、人格的にも素晴らしい人であるので、今回、副町長として提案するものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第45号須恵町副町長の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第23. 議案第46号

○議長（三角 良人） 日程第33、議案第46号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第46号須恵町教育委員会教育長の任命について。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものであります。住所、糟屋郡宇美町宇美1丁目2番22号、氏名、安河内文彦、生年月日、昭和28年5月2日、65歳、任期につきましては平成30年7月1日から平成33年6月30日。

これでお気づきかと思いますが、任期が3年になっております。これは新制度に移行し、教育委員会の委員の選任をやった上で、教育長については教育委員会のほうで審議して議会に町長がお諮りするという形でしたんですが、今回から新法により町長部局が教育行政の教育長を任命するという形で3年になっております。

提案理由としては、須恵町教育委員会教育長安河内文彦氏が平成30年6月30日をもって任

期満了のため、再任をお願いするために今回提案するものでございます。経歴については前回もお出ししているとおりでございますが、先ほど教育行政報告でもありましたように、これから須恵町の教育振興基本計画2期目を策定してもらう重要な仕事がありますので、安河内教育長には続投をお願いしたいと考えております。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第46号須恵町教育委員会教育長の任命については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

ここで、申し合わせにより教育長の任命同意を受けられました安河内文彦氏に御挨拶をお願いします。

○教育長（安河内文彦） 承認ありがとうございました。住んでよかった町、あるいは安全なまちづくりに向けて頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

日程第24. 議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第47号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第47号須恵町教育委員会委員の任命について。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものであります。住所、糟屋郡須恵町大字佐谷1354番地の2、氏名、長澤貢多、生年月日、昭和43年3月25日、50歳、任期、平成30年7月1日から平成34年6月30日。

提案理由としては、長澤貢多氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、再任をお願いしたいと思い、挙げております。経歴は次のページに上げております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第47号須恵町教育委員会委員の任命については原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第25. 議案第48号

○議長（三角 良人） 日程第25、議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書は103ページをお願いいたします。

議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,651万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億7,651万9,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、2ページをお願いします。まず、歳入からです。

14款県支出金3項委託金、3万8,000円の増額補正は統計調査費委託金。

18款繰越金7,648万1,000円の増額補正は前年度繰越金です。

続いて3ページ、歳出です。

2款総務費1項総務管理費7,101万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費134万円の増額補正は、窓口業務、学校事務等の民間への業務委託料及び移行するための臨時雇い賃金です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 1 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正は臨時雇い賃金及び自然食普及センターの備品購入費です。

1 0 款教育費は小中学校の図書購入費、文化会館の外壁防水改修工事設計業務委託料です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第 4 8 号を先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 8 号平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第 2 6 . 議案第 4 9 号

○議長（三角 良人） 日程第 2 6、議案第 4 9 号平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の 1 0 4 ページをお願いいたします。

議案第 4 9 号平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成 3 0 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 0 ページをお願いいたします。

平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 0 億 3, 0 9 7 万 2, 0 0 0 円とするものです。第 2 項で款項の区分及び金額は次のページの第 1 表歳入歳出予算補正によるとしています。

次のページ、1 1 ページをお願いいたします。

まず歳入からです。

4 款 1 項県補助金 9 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、国保制度改正に伴うシステム改修業務委託料についての特別調整交付金の追加でございます。

次に歳出です。1 2 ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費 9 7 万 2, 0 0 0 円の歳入の補助金と同額の増額補正で、平成 3 0 年 8 月

から実施されます高額療養費の所得区分細分化に伴うシステム改修費用でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第27. 報告第1号

○議長（三角 良人） 日程第27、報告第1号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは議案書の105ページをお願いします。

報告第1号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

平成29年度の須恵町公共下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

106ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

2款下水道事業費1項下水道事業費、事業名、公共下水道事業管渠築造工事、金額5,500万円、翌年度繰越額5,500万円、繰越額の財源内訳でございますが、未収入特定財源で国県支出金の国庫補助金2,550万円、地方債2,400万円、一般財源が550万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（三角 良人） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月12日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分散会

平成30年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成30年6月12日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年6月12日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。一般質問ですが、傍聴の方が大勢見えています。質疑・答弁は、傍聴者にもわかるように、ひとつよろしくをお願いします。

これから本日の会議を開きます。

ここで、6月8日付で副町長に就任されました稲永修司副町長に御挨拶をお願いしたいと思います。稲永副町長。

○副町長（稲永 修司） おはようございます。私、ただいま御紹介いただきましたように、6月8日付で副町長を拝命いたしました稲永修司と申します。このような御挨拶の時間をとっていただきまして、まことにありがとうございます。

また、議会においても御承認いただきまして、本当にありがとうございます。

2年前にこの場で、役場職員の定年の御挨拶をさせていただきました。その後、福岡県介護保険広域連合糟屋支部に職員派遣になっておりました。このたび思いもかけず副町長の大役を仰せつかりまして、まことに身に余る光栄でありますと同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますので、議員皆様方のお力添えなくしては、この平松町長を支え、また副町長の責務を果たすことができないんじゃないだろうかというふうにも考えております。どうか、御協力いただきまして、また、御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（三角 良人） ありがとうございます。

ここで一括答弁についてお諮りします。白水議員と世利議員の質問は、それぞれ関連がありますので、一括答弁の取り扱いにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括答弁の取り扱いといたします。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。3番、白水勝元君。

○議員（3番 白水 勝元） おはようございます。3番議員、白水勝元です。

本日は、稼ぐ力に関する施策とその実施計画はということで、一般質問をします。

町の魅力や稼ぐ力といった新たな付加価値創出のため、オープンイノベーション戦略事業のもと、拠点となるSUNOBAが昨年9月に完成いたしました。このSUNOBAの事業形態として、企業支援サービスと町独自の稼ぐ力の拠点の2つからなるとのこと。

11月の開所式から半年ほど経過しましたが、事業の進捗状況はいかがでしょう。メインの事業が軌道に乗るためには、早くても5年ほどかかるとのことですが、町の財政はその余裕がありますか。もっと早く稼ぐ道を探す必要はないでしょうか。

当町も、SUENOBAと並行して、去年6月に一般質問を行いましたサテライトオフィスの誘致などの事業を進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

これは、再度サテライトオフィス誘致の話を出したのは、昨年10月の読売新聞に、大分県の姫島村、人口1,900人弱の村が、東京のIT企業2社の進出が決まりました。去年の12月には、もう事業を開始するということでした。

この姫島村は、非常に貧しくて、産業といっても漁業とエビの養殖、そういったものしかありません。高齢化率45%の村で、サテライトオフィス誘致に成功しました。

したがって、前回の質問のときに、お金がかかるとかというような回答がありましたけども、補助金とか何かの申請もしていると思いますが、こういう非常に貧乏な村ができるということは、須恵町も当然できるのではないかというふうに思います。

特に須恵町は、山、川、緑、海といった都会人の心を癒す環境があって、余り過疎でなくて、コンビニもあります。それから、空港から近い。博多駅にも近いということがあります。ネット環境とパソコンがあれば全世界とつながることができる、その仕事なんです。ですから、東京にいても、須恵町にいても、仕事ができるということになります。サテライトオフィスが誘致できれば、その社屋や移住する社員の住宅が必要になりますが、先進事例では、古い民家や空き家のリニューアルをして対応しています。町内の空き家対策の一助にもなると思います。若手の社員が結婚し、当町で子どもをもうければ、須恵町をふるさととする人口がふえます。ぜひ、SUENOBA一本に絞るだけでなく、もっと早く稼ぐ道を探していただきたい。それについて、サテライトオフィスなどの誘致はいかがでしょう。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 先ほど、一括答弁の取り扱いに決していましたので、続いて、2番、世利孝志君。

○議員（2番 世利 孝志） 2番議員、世利孝志です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、白水議員と若干かぶる面があるということで、一括の質問でございます。

私は、イノベーションセンター、SUENOBAの運営はということで、直球で質問したいと思います。

町内企業の育成と稼ぐ力を創出する目的で、須恵町が100%出資の株式会社SUENOBAが昨年開設して半年が経過いたしました。SUENOBAでは、新たな事業、技術開発を取り入れることにより、その事業で得た収益を財源に充てるねらいがあると考えます。SUENOBA

Aの内容について、町民の方々はまだ認識不足というか、PR不足のところがあると思います。

そこで、SUENOBAの現状についてお伺いをいたします。

質問項目といたしまして、1番、SUENOBAに加盟してある事業所数、企業数といいたし
ょうか、その状況について、町内外ともどもです。

質問の2番目にいたしましては、稼ぐ力をというねらいがあります。そこで、具体的なその事
業の内容について。

3つ目にいたしましては、SUENOBAの財政状況について、メリット、デメリットはない
と思いますが、もしあればそこ辺を含めて御説明をお願いします。

そして、4番目に、特に町長が力を入れてあるこのSUENOBAについて、今後の取り組み
方針について御質問をいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。それでは、両議員、白水議員と世利議員か
らの御質問に対して、概略というか、本筋を説明した後、細かい点については担当課長のほうに
説明をさせたいと思います。

お二人がSUENOBA事業について、それこそ私が町長になって初の一般質問で質問をいた
だいて、本当に感謝申し上げます。機会をいただきましたので、設立経緯と事業の目的、事業内
容、今後の方向性について、若干長くなるかと思いますが、傍聴者の方もたくさんいらっし
やいますので、説明させていただきたいと思います。

本件は、議員質問要旨に上げられておりますように、少子高齢化社会、人口減少化問題を地方
自治体がみずから考え、みずから解決する施策を見出し、実施させようとするまち・ひと・しご
と地方創生総合戦略並びに人口ビジョンの創設を国が打ち出したことにあります。

当町においては、いち早くこの問題に取り組むべく総務省予算、加速化交付金を活用した事業
計画をまちづくり課で策定し、総務省に申請しました。その内容が先駆性にすぐれ、実施可能と
判断されことにより、オープンイノベーション構想策定へとつながっております。

今回のSUENOBA事業は、当初の説明の段階でわかりやすく説明するために、当町の現在
の財政状況並びに今後起きるであろう財政状況の悪化を説明させていただきました。これから地
方交付税の交付状況も好転することはなく、地方債残高は減少することもなく、増加する懸念が
あることも申し上げております。

では、どのようにして解決していくのかというと、みずから力をつけなければ、当町だけでな
く須恵町の小規模地方自治体は経営すらできない状況に陥るおそれがあると説明申し上げました。

そういう状況の中で、当町の状況を冷静に判断しますと、当町の経済構造は、ものづくり、そ
して小規模ではありますが物流拠点としての機能を有しており、商工会会員570以上、企業ク

ラブ加盟企業は80社以上の方々当町で仕事をされています。その企業の大半が中小企業であり、抱えてある問題として、事業継承者が決まっていな。技術者の高齢化並びに不足。そして、事業を支える労働者不足が深刻であり、ここ10年うちにも施策を講じなければ倒産ではなく、営業利益が出ているにもかかわらず廃業される企業が多数出てくることは間違いありません。

実は、この件は、約2年前に当町の企業の方々と懇談する中で、深刻な顔をされて話をされていきました。その後、多くの企業経営者から異口同音に同じ悩みを聞きました。この状況をそれぞれの企業のことだからと放置すると、徐々に、そして、気がついたときには当町内の経済悪化が進み、税収の悪化、固定資産評価の下落、消費支出の減少、人口流出など、福岡都市圏近隣町でありながら財政状況の悪化に端を発して、全てのまちづくりにおいて夢を持たない町になる可能性があると考えざるべきです。

このような状況判断のもと、一昨年12月から構想を練り、今回説明申し上げている企業支援型事業を須恵町商工会会員並びに企業クラブ会員の皆様に、果たして必要かどうか、昨年の3月、4月に企画書を提示し説明申し上げました。

その結果、ぜひにも早急に実施すべきだとの御意見をいただき、全面的に協力体制をとっていくという回答も得ました。

その後、当町議会に対しまして同じ内容を説明申し上げ、現在、やっと営業できる体制が整ったところでございます。

まず、第一義的な目的としましては、町内企業の方々と支援し、各企業の方々の集合体を組織することで、一企業では弱い部分を補い合い、現状維持以上の経済活動を行ってもらうことにより、当町内経済活性化を図りたいということです。

要は、今まで以上に営業成績を向上してもらい、税収という形で当町の稼ぐ力をつくり上げるということです。

そのための仕掛けとしまして、当町の商工会会員並びに企業クラブ会員は、その会員であるということで自動的にSUENOBA会員となり、電力の小売り化事業、ETCの減額事業、レンタルオフィス・シェアオフィス、国の助成金申請事業の代行業務、各種起業相談、セミナー開催など、自動的にサービスを受けられるようにしております。

これらの事業の受け皿として、事業協同組合を商工会並びに企業クラブと合同で設立すべく準備に入っておりましたが、6月中に許可がおりる予定でございます。

この事業協同組合は、当町の商工会会員並びに企業クラブ会員の共同購買事業を展開でき、あわせて、現在、関係諸機関と協議を進めております外国人技能実習生受け入れ機関としての機能もあわせ持ちます。

これらの初期運営費としてそれぞれの会員の方々にお諮りし、1口5万円、最高30万円の設

立準備金をお願いしているところでございます。

あくまでも所期の目的である須恵町内企業の皆様を支援するために設立した企業支援型地方創生事業であるということを御理解いただければと思っております。

この事業の特異性としては、町が100%出資した会社を興し、町を挙げて企業を支援しているような町はどこにもないと聞いております。まずは須恵町の皆様、企業の皆様に周知し、御理解していただくことが重要なことであると考えております。

そして、当町内企業の方々がS U E N O B A事業の優位性を理解され、利用していただき、各種問題を1社でなく、加盟企業全体で取り組んでいただくシステムを強くつくり上げることが成功への道であると確信しております。

よって、この部分において町内支援型事業で大きな利益は想定しておらず、活性化事業であり、本来、運営に関してこれからも財政支援が必要ですが、加盟団体で我々と一緒に自力で運営をしていこうという取り組みでございます。

では、S U E N O B A本体事業はどうやって、初動期に説明した稼ぐ力を発揮し、当町の財政を豊かにするんだということですが、須恵町で行う企業支援型のこの事業には、もう一つ大きな魅力があります。それは福岡都市圏に隣接する企業の方々、そして福岡市に拠点を持たれた企業の方々には非常に景気がよく、対アジア戦略においてもひとり勝ちの状態が続いています。

ところが、福岡都市圏を一步出ると、福岡県の中でも、さらには九州各県企業の方々は、我々にとって将来訪れるであろう地元経済の衰退、人口減が既に始まっており、福岡都市圏へ進出したいが、その足がかりもなく、都市圏で営業所、支店を設けるだけの運営資金をねん出できない中小企業が地元によく出ているのが現状です。これらは予想ではなく現実問題として、報道機関の方々と懇談をする中でお聞きした内容であり、確信を持って言えることなのです。

このような企業の方々に福岡都市圏進出の機会を与える。将来的には対アジア事業進出の希望と夢を持ってもらうことのお手伝いをしたいと考えています。それらの方々に入会してもらう手続として、入会金60万円、月になおすと5万円の家賃で済むわけです。翌年からは年会費30万円で、S U E N O B Aを拠点としながら福岡都市圏でのビジネスチャンスをつかんでもらうことが、須恵町の活性化にもつながると考え、魅力ある自治体経営を続けていけることにより、人口減少に歯どめをかける効果があると期待しています。

この入会金、そして年会費、S U E N O B A使用料金などが町の収益となるものです。この収益事業は、企業や商工会会員の経済活動と競合せず、ともに成長していくことが可能です。

整理して再度申し上げますが、S U E N O B A事業は企業支援型地方創生事業であります。町内企業にとっては低リスクでS U E N O B Aが提供するサービスを全て受けられ、新しい企業経営のサポートを行うもので、直接的に大きな利益を得るというものではありません。元気を出し

てもらい、税金という形でこれからも須恵町の経営に参画してもらうものです。

そして、町外企業の方々で福岡都市圏での拠点をつくりたい方々、SUENOB A事業のサービスを受けたい方々が利用料金を払っていただき、ビジネスチャンスを広げてもらう。あわせて、その収益金が町の財政健全化の一翼を担うという2つの企業支援型の事業であることを御理解いただければと考えております。

現在の状況ということですが、既に町内商工会、企業クラブの会員の方々を訪問し、今現在、勧誘の営業を展開しております。本格的には、今月に入り営業開始をしたのですが、町内商工会並びに企業クラブの方から私のところに対して10社以上の町内企業の方から申し込みがあり、SUENOB A事業、60万円加入金が要るところですけれども、ここにもう既に2社、営業をまだ行っていないんですけれども、SUENOB A事業については、もう既に2社の企業の方から申し入れが来ております。担当に、今現在、契約手続を指示しているところでございます。

もう一度申し上げますが、まずは町内企業の方々、商工会会員の皆様に趣旨を御理解いただき、SUENOB A事業の優位性を感じてもらうところから始めなければならないと考えています。

そして、同時並行であります。福岡都市圏以外の企業の方々には、7月から各県中小企業中央会に説明に上がり、各県中小企業同友会を紹介していただき、営業を展開いたします。全国初の取り組みともいえるSUENOB A事業ですから、スペシャルからスタンダードとして認知していただくには、広報活動と営業活動を地道に行う以外に方法はなく、これから3年間がとても大切な時期であると認識しております。

そして、5年後には安定的な収益活動が展開できるよう努力してまいります。そして、安定した企業として経営が確立するには、10年程度じっくり構えていかなければ、これは事業でございますので、10年程度かかるんじゃないかと予想しております。

財政的に須恵町がもつかという御質問ですが、現在の状況から判断すると、大きな経済変動による経済悪化や自然災害による一時的な極端な支出がなければ、そして、公共施設建設など大きなインフラを実施しない限り、5年から7年程度は現在の状況のままか、緩やかに行政運営はできると判断しております。

議員各位とともに、あれもこれもという行政運営ではなく、あれか、これかという議論を尽くしながら、行政財政運営を行っていきたいと考えております。

さて、サテライトオフィスについてでございますが、これは企業と自治体が抱える問題が、それぞれが期待する効果が出るかと判断したときに初めて機能する制度だと考えております。全国の先進事例を見ましても、山村、漁村、特に風光明媚ではあるが僻地といえるような自治体とIT企業、先ほど説明がありましたように、会社に出社しなくても仕事が可能なデスクワークなどが、それぞれの強み・弱みを補い合い、お互いが問題解決の一助となるときに実施されているようで

す。

このサテライトオフィス事業は、内容としては魅力的でございますが、福岡都市圏の一員である、ある意味都市部である須恵町に対して、企業が求めるような自然環境の優位性や精神的ケアにつながるような環境があるのでしょうか。これは我々の判断ではございません。企業サイドが判断することでございます。

空き家対策などについていえば、当町にとって、来てもらえたら本当にありがたい話でございますが、企業が求める環境に今のところあるのかなというところ、ちょっと疑問を感じるところでございます。では、その環境をつくれとおっしゃるかもしれませんが、それをやるだけの財政メリットは生まれてこないのではないかと判断しております。

しかしながら、もし企業サイドから申し入れがあれば、可能な限り実現できるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 続いて、平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） おはようございます。私のほうからは、町長の答弁と重複する部分もあると思いますが、事業の進捗状況と今後の取り組み、方針についての説明をさせていただきます。

これまでの経緯といたしまして、平成29年11月に開所式を行って以降、外国人技能実習生受け入れ事業に関し、福岡県企画地域振興部国際局地域課や、ベトナム総領事館、福岡県中小企業団体中央会、香椎税務署や行政書士とのたび重なる協議・打ち合わせを行っております。

また、商工会、企業クラブに事業協同組合設立に向けた説明会を行っております。

6月に入りまして、1日に県知事宛てに事業協同組合設立認可申請書を提出することができました。書類の作成や打ち合わせ、協議等で目に見える進捗はございませんが、事業の発展に向けて着実に足場を固めている状況でございます。

今後の取り組み・方針についてでございますが、サービス拡大と会員確保に努めてまいります。事業協同組合としての共同購買事業の拡大、外国人技能実習生受け入れ等の事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 白水君。

○議員（3番 白水 勝元） 先ほどの回答で町長の考えはわかりましたけども、サテライトオフィスの誘致に関しては、黙っていても相手からは言っていないと思うんです。少なくとも入手する活動をしなくちゃいけないのかなというふうに思います。

だから、姫島を視察するのもいいし、もっと四国の先進部署を視察するのもいいし、可能性を

検討してほしいと思います。

先ほど、SUENOBAはやはり軌道に乗るまでに5年、長期的に見て10年でありますので、財政調整基金が二十数億円ありますけども、この辺を減らしながらやっていくんでしょうけども、やはりまたそれが延びたり、いろんな予期せぬことができ蓄えが枯渇するという可能性もありますので、少なくとも2方面ぐらいから検討していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三角 良人） 平松町長。（「先にこっちのほうへ行っちゃうんですか」の声あり）別々でゆっくりいくから。2問ずつされるから。平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、サテライトオフィスの件について、同時並行でということの質問ですけども、先ほど申しましたように、このSUENOBA事業というのは新規事業で、どこの県も、どこの町もやっていない事業で、それを今着実に足場を固めてやっております。

そういう中で、要するに、別の形でサテライトオフィス事業を通してもう一つ稼ぐ力、2面性を持たせるだけのスタッフ、専門性を持たせる、そういったことを考えると、あれかこれかの選択をしたときに、まずはSUENOBA事業であろうということを説明申し上げたんです。

最後に申し上げましたように、サテライトオフィスについては、全くやらないとか言っているわけじゃありません。ただ、今現在、我々のほうがそれを準備するだけの余裕がないと。で、もし企業のほうから来られたら、積極的にやるということで答弁申し上げたと思います。

○議長（三角 良人） 世利君。

○議員（2番 世利 孝志） 今、いろいろ詳しく説明いただきまして、もうこれは本当に画期的な取り組み、事業だと本当に思います。もう本当にこの事業がどんどん成功して、須恵町の財政を豊かにする。これはいいことだと思います。

で、やっぱり最初が一番肝心と思いますので、やはり何をやるからにも、最初は資金が一番大事というか、資金が必要なんです。そこで、今苦慮しているところも若干あるようですが、これは町費からも、29年6月にこれは出資金ということで100万円、それに、去年の12月に、これは活動助成金として540万円です。これは事業設立とかで、もろもろの事業に伴う資金が500万円ということで、補正で2回、一応出しております。これは、12月の分については時期が来れば返済をするというふうなことで答弁があったようでございます。

今後、自力でやっていくのがもちろんいいと思いますけど、今後、町費からの持ち出しというのは、もうないのだろうか。ここ辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどの説明の中でも申し上げましたように、この事業は、本来であれば産業振興対策事業です。ですから、もしSUENOBAという株式会社を興さなければ、町が単独でどんどんお金をつぎ込みながら成功させていかなきゃいけない。

ところが、この趣旨にも申し上げましたように、この事業というのは、町だけではだめで、須恵町の商工会、企業クラブの方々とスクラムを組んでやっていこうということで、昨年の12月に540万円の最後の準備金として、これは事業協同組合の設立とか、それに伴う人件費を組ませていただきました。

で、企業クラブあるいは商工会の方々とお話を申し上げて、この事業協同組合というのが一つの運営母体になっていきます。だから、その運営資金については、先ほど申し上げましたように、会員の皆様から出資金という形で運営資金を出していただいて、独自でやっていくと。だから、できれば——できればというよりも、今のところ町からのこれからの出資というのは想定しておりません。もしそれを出すようであれば、議会のほうとお諮りして、このSUENOBA事業が適正だったのか、不正だったのかということまで話し合いを持った上で、新しい事業展開を考える。あるいは撤退するというようなことを考えるべきだと思います。

ただ、この事業は撤退するつもりはございませんので、商工会、企業クラブの方々と本当に真剣に取り組んでいきたいと思っております。

で、先ほど説明の中で一つ漏れたんです。財政のメリット・デメリットとおっしゃったんですけども、今の状況じゃわからないです。デメリットはないんです。

で、詳しく説明申し上げますと、今回の事業、総務省の予算を使って約7,000万円強のお金をこのSUENOBAというよりも、イノベーション事業に対して国が事業を認めています。それに対して町費を入れておりますけども、この事業自体に金銭的な失敗はあり得ない。というのが、須恵中央駅の前に、スケルトン状態の駐車場付きの一等地に、不動産物件として建物が残るわけです。で、それを全国のフランチャイズ店が借りないのかと。既にこの事業を起こしたときに、もう申し出が来ていたんです。一緒にやらせてくれませんかという状況ですから、あらゆる財政面を考えたときに、今のところデメリットは想定していないということです。

○議長（三角 良人） 白水君。

○議員（3番 白水 勝元） 先ほど町長の答弁で、SUENOBAに傾注するんだと。2面作戦でいけるが、人的支援もないということでしたけども、ぜひ研究と申しますか、調査は進めてほしいと思います。なぜならば、大分県の姫島村、人口は1,900人です。本当に規模が小さいんです。役場の職員も、もう本当に少ないです。そういうところでやっていますので、人的資源がないということではなくて、なるべくやっぱり調査研究をされて、何かチャンスがあればぜひ乗り出してほしいというふうに考えています。

以上です。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどから言っているように、しないとは言っていないんです。それと、

姫島のことを出されていますけども、それこそ姫島の状況は、今回我々も調べました。やらざるを得ない状況にあるということです。サテライトオフィス以外に経済活性化対策はないんだという手法なんです。

須恵町の場合は、いろんな形でまだそこまでの、要するにサテライトオフィスを必ずやらなければならないという状況にはないということです。なぜかという、財政状況の問題あるいは人的資源の問題からすると、姫島さんと比べても、今、企業が相手にするような財政規模の町じゃないということです。

だから、そういったことを判断したときに、我々が幾ら働きかけても、もっといい風光明媚な過疎地とかあるわけです。企業というのも、それ宣伝で使うわけですから、須恵町で企業さんが、IT企業がやったと言って、じゃ宣伝効果があるか。で、一番最初に申し上げたのはそういうことです。

ですから、全くやらないとか言っているわけじゃないです。可能性としては十分に、このサテライトオフィスというものはあるんだろうと思っています。

ただ、今現在は、その姫島村とかそういった状況と、人的とかおっしゃいますけども、それをしなきゃならない理由があって、やっているんです。姫島村さん。須恵はまだほかにやらなければならないことがあるから、向こうから申し出があった場合にはやります。研究自体は、まちづくり課のほうで既に前回の質問、そして今回の質問に対して全部研究を始めておりますので、全くやらないということは、先ほどから申し上げておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 最後の質問です。世利君。

○議員（2番 世利 孝志） ありがとうございます。そして、最後になります。あのSUENOB Aは本当に場所的には中央駅の横で、知ってある人は知ってある。知らない人は知らない。何やろかというようなことで。あそこは本当に周り何もないし、よければというか、町民が立ち寄って自動販売機とかありますが、そういう形でちょっと中に立ち寄ってから休憩するとか、親子連れで、ちょっと小さい子どもを連れて、あそこにはマンションとかもありますし、ちょっと遊びに来るとするか——遊びという言い方は悪い。ちょっと休憩するとか、そういう形でできるようにされれば、ぜひお願いしたいということです。

それとあと、100%町が出資ということでございますので、町民はいわゆる株主だと思います。株主だと思いますので、いろいろ事業をこれから展開されていくと思いますが、そういう収支状況も含めて、例えば広報SUENOB Aじゃないけども、そういったチラシでもいいし、町報「すえまち」でもいいし、そういう紙面でもってやはりお知らせする、PRといいましょうか、お知らせするということが大事じゃないかなと思うんです。その2点、どんなかなど。答えれば答えていただきたい。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1点目については、須恵の施設で、あいていますと書いておるわけですから、皆さん、使われて構いません。ただ、今後、企業の方々が本当にビジネスの話をなさったりとかする場合には、エリア分けとか、最終的には、きょうはだめですよという場合が出てくるかもしれませんけども、あくまでも町の施設でございますから、そのあたりは広報を通じて詳しく説明申し上げたいと思います。

2番目の決算状況の話ですけども、これは当然の話で、毎年、今のところ想定しているのは9月議会が決算議会になっておりますので、その時点で収支報告というのを議会のほうには報告していこうかなと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上で、白水君、世利君の一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 5番、三角栄重君。

○議員（5番 三角 栄重） 5番議員、三角栄重でございます。私は、町の社会福祉事業の一環として社協についての御質問をさせていただきたいと思います。

現在、各地区においては、朝なんかはデイケアの車が何台も行き交って、高齢者の健康について皆さんもいろんな手だてをなされていると思います。これは各家庭が仕事や高齢のため各施設に高齢者を預けているからだというふうに考えておりますが、町の社会福祉事業の一端を社会福祉協議会が担ってきたものも一部あるのではないだろうかというふうに考えております。

しかし、社協は、町の予算が出されているわけではありませんので、デイケアの施設と同じような扱いになっているんだろうというふうに考えております。だから、町の予算が出ていないのに、こういう質問をするのはどうかなという面もあるんですけど、一応我々としては、町の社会福祉事業ですので、町の意向も幾分入っているんじゃないかというふうに考えて、質問をさせていただいております。

というのは、社会福祉法人ですので、その社協は、いわゆる独立採算性でございます。だから、町から予算が出ていないんですから、そういう形になっていくんだろうと思います。ただ、若杉クラブの総会の席上で、木原会長がとうとうと述べられていたのが私の記憶の中にありまして、そのときに、今までやっていました、社協が行っていましたが在宅の介護事業、それから訪問介護事業、障害福祉サービス事業、地域社会支援事業を、平成31年3月31日をもって終了することになりましたという報告を受けております。

これは、社会福祉協議会の資料を見ますと、各事業所の全てが赤字決算でございます。ここに資料がございますけど、28年で在宅介護が270万6,320円の赤字、訪問介護が889万

5,963円の赤字、障がい者保険が42万4,457円の赤字というふうにいるんな全体的に赤字が続いているわけです。だから、これを独自でやること自体は非常にもう困難だろうというふうに考えております。

だから、当然これから先、どういうふうになるかというのがあるんですけど、私としては、これらのボランティア事業といいますか、ホームヘルパーさんが介護される人数もかなり減ってきています。今現在はたしか8人か、9人ぐらいしかおられないと思います。そういう減少している状況ですが、これはもうこういう事業を終了されるのは仕方のないことだというふうに考えております。

ただ、今後心配されるのは、これから今後増加する高齢者の方々です。その人たちが、今までは社協に相談していたことが、恐らくこれから先は役場に対して相談事が出てくるのではないだろうかとというふうに考えております。

町としては、そういう訪問介護とか、障害者のものを廃止されるわけですから、今後どういうところが扱ってくれるのかどうかということです。で、受け付けはどこでなされるのか。例えば、これは恐らく社会福祉協議会か何かのところ、役場の中で保健かどこかでやられるんですけど、できることならば、そういうこれから、高齢者が相談するものを受け付けを一本化してほしいということが希望でございます。

それと同時に、今後、高齢者が増加する傾向で、聞くところによると、どの区でも、自分は国も町にも迷惑をかけないから組合に入らないという形がいろいろ出てきておりますが、国の方針としては、お互いのボランティア活動、近所同士で助け合って、そういうお互いの助け合いをやってくださいという国の方針が新聞で出ていたと思いますけど、組合に入っていなければ、住民の横とのつながりがございませんので、これからの助け合いという形の中を危惧しております。

で、こういういろんな方も、現在、都市化する中で、須恵町は都市化していきます。そしたら、どうしてもそういう組合の加入率が悪くなったり、自分勝手な人たちが多く出てくる中で、町としては、それをまとめてどういうまちづくり、住みよいまちづくりであり、ふるさとの須恵町をつくるためには、町長はどう考えているかをお答えできたら、ありがたいと思います。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 質問内容は、社会福祉協議会の事業関係と高齢者の今後のどうやるんだと、この2点だろうと思いますけども、まず1点目につきましては、町と社会福祉協議会は、須恵町地域福祉計画のもと、須恵町地域福祉活動計画を社会福祉協議会で策定して、町と社会福祉協議会と連携をとりながら社会福祉事業を展開しています。その中には、町が委託している事業と社会福祉協議会が事業所としての単独の事業があります。

議員お尋ねの介護保険事業は、社会福祉協議会の単独事業ということになります。で、介護保

除事業が平成31年3月31日に終了すると。これは、居宅介護支援事業は終了にはなりません。要するに、この部分というのは、要するにケアマネジャーを使っているいろんな相談、これはそのまま残るといことです。

で、先ほど申された収益事業関係です。で、訪問介護事業、障害者福祉サービス事業、地域生活支援事業、この3つが終了になるんですけども、その取り扱い自体は社会福祉協議会が相談窓口として機能して残るといことです。ですから、先ほど言いましたように、居宅介護支援事業はなくなるないといことです。

で、現在、サービス利用者には、ケアマネジャーを中心に利用者が困らないように、新しい事業所へ引き継ぎを行っております。で、サービスを利用したい方々は、まず地域包括支援センターで相談され、サービス事業所を幾つか紹介し体験されてから、自分が行きたいというところに決められますので、相談は今までどおり地域包括支援センターで行っていきます。

社会福祉協議会の事業終了につきましては、一つの事業の終了と捉えておりますので、町としてはお知らせしませんが、社会福祉協議会のホームページあるいは広報紙の「わかみず」で周知する予定でございます。

で、高齢者を守るまちづくりの方向性についてはいことですが、社会福祉協議会に委託しております生活支援サービス体制整備事業があります。これは生活支援、介護予防サービスの充実に向けて、議員がおっしゃられたように、ボランティア等生活支援の担い手の育成、発掘、地域資源の開発やネットワーク化を行い、地域住民、関係機関等と連携し、日常生活上必要な支援体制の充実・強化を図ることを目的としております。

平成28年から各行政区でも、御存じのとおり計画的に実施しておりますボランティア養成講座もその一つで、城山区でも既に実施し、区の地図を用いて高齢者の家を把握し、地域での見守りの参考にいただいたと考えております。

で、社会福祉協議会の職員が、町が行っておりますミニデイサービスに出向いて、地域の困り事等を把握し、地域包括支援センターに継いで対処しております。

また、今年度は地域資源といって、各種団体や各行政区のサークル活動等を調査し、何かやりたいことや、家に引きこもっている方々に紹介して横のつながりを広めていこうと思っております。

で、実際の、コミュニティとか、そういった形、高齢者が組合にも入らないというような状況の中で、どうやっていくんだと。非常に大きな問題で、なったばかりの私がここでこうだと答えるだけのまだ、今から勉強をさせてもらいたいと思っておりますけども、一つのヒントとして、三角議員が住んでいらっしゃる城山区の運営方法に、私は地域のコミュニティのヒントが物すごく隠されているんじゃないかなと思ます。

というのは、老人クラブ、要するに福寿会の皆様が公民館を拠点にしながら、通常、行政区が主体で動かすんでしょうけども、城山区の場合はそれを行政区と一緒にしながら、地域の方々が毎週土曜日の昼から集まって、勝手にカラオケをやったり、勝手にマージャンをやったり、勝手に何かやったり、で、非常に楽しんでいらっしゃる。で、2カ月に1回は、暑かろうが寒かろうが暑気払いという形で皆さん2,000円の参加費を払って、みんなでわいわいがやがややっていますよね。で、その雰囲気を見られた若い人たちが、今現在どんどんふえていらっしゃいますよね。で、総会のときも、若い人たちが黒のTシャツ、焼きそばの係だからソバージュと名前を勝手につけられて、ボランティアでどんどんなさっている。あれが一つのコミュニティの形なのかなと思っております。

ですから、私は所信表明というか、その中で、これからの高齢者対策については参加型の、社会参加型のことをやっていきたいということをおっしゃったので、城山区のあのあり方も一つのヒントとしながら、議員の方々あるいは老人クラブの連合会の方々、社協も含めて、それとシルバーの方々とも話し合いながら、本当にリタイアされた方々というのは、いろんな技術を持っていらっしゃるし、能力もある。で、その人たちが生きがいを感じられるような形のシステムを、すぐにはいかないと思いますけども、皆さんと話し合いを持てる協議会を設置して、生き生きとした高齢者というくくりじゃなくて、その人たちが須恵町の運営者だというような意識改革も含めたシステムをつくれたらと思っております。

そして、これはまだ担当のほうにも正式に命令したわけでもなんでもありませんけども、社会福祉協議会のほうと話し合いを持ちまして、要するに、高齢者の窓口、今現在、地域包括支援センターが役場のほうにあります。それよりも、社会福祉協議会が地域の福祉の実務といいますか、かゆいところに手を届くような仕事をやってもらうために、社会福祉協議会というのは存在しているわけですから、地域包括支援センターの業務を委託したいと考えております。窓口の一元化を図りたい。

その中で、来年の4月からですか、新しい介護保険の制度改革で生活支援も出てきますので、行政区ミニデイサービス、これもリニューアルした形で社会福祉協議会に運営してもらって、今回御質問の介護関係に関する一つの一助になっていけばと思って、今現在、準備に入ろうとしております。

以上です。

○議長（三角 良人） 三角君。

○議員（5番 三角 栄重） 今までの社協のやり方とほとんど今後も余り変わらないということで、ようございますね。

それから、今、町長が話されたように、いろんな抱負をもってありますので、今後それを邁進

してもらいようにお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。休憩に入ります。

午前9時53分休憩

午前10時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。日本共産党の児玉求です。ただいまから一般質問を行います。須恵町から核兵器廃絶と平和運動を小中高生に伝えよう、についてであります。

第2次大戦において全世界の死傷者は6,000から8,500万人、日本人は312万人、広島
島の原爆死傷者は56万人、長崎は37万人近くと言われ、戦後73年になろうとしております。

しかし、今なお1万数千発の核兵器があり、核戦争による人類滅亡の危機は続いております。
本町は、昭和60年、田原町長のときに非核宣言都市の請願を採択し、世界の恒久平和の実現を願って、核兵器や大量破壊兵器の廃絶、非核三原則の遵守を求める立場を表明しております。

昨年7月、国連で122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。10月には、核兵器
廃絶国際キャンペーン（ICAN）のノーベル平和賞の受賞、本日、6月12日は、シンガポール
において米朝首脳会談が行われております。核兵器禁止・廃絶は人類の願いであります。

しかし、核兵器廃絶と恒久平和宣言の町としての本町の平和運動は、やや盛り上がり
に欠けているのではないかと考えられます。

質問です。非核宣言都市の平松町長として、現在の平和運動をどのように捉えられて
おられるのか。核兵器廃絶国際署名はされるのか。長崎・広島の被爆者の平均年齢が81歳
を超えた今、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを小中高生に伝える具体的な策を何か
考えておられるか。

粕屋町では、小学校と親子で長崎大会に3組、6名が参加しております。本町でも
募集し、参加を募ってはいかがでしょうか。

原爆パネル展、反戦平和映画を、平和宣言週間として8月1日から10日まで、アザレア
ホール、久我記念館で開催してはどうか。

平和予算を計上し、毎年の恒例行事として定着させるべきではないかと思います。平松町長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えしますけども、我々のほうに届いた質問要旨と今質問された中身が若干違っている部分がございますけども、答えられる部分については答えていきたいなと思っております。

日本は、広島・長崎に原子爆弾が投下された唯一の被爆国であることは、もう皆さん御承知のとおりでございます。各自治体は、平和アピールや次世代への継承など、地域に根差した取り組みを深め、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて一層努力する必要があると、私自身も考えております。

須恵町は、先ほど申されましたように、昭和60年6月議会において、竹森議員が説明されて、本請願を採択し、須恵町議会として非核都市宣言を決議し、非核宣言自治体となっております。

また、日本非核宣言自治体協議会に加入し、研修会等、その他の活動に対し分担金の支払い等も毎年行っておりますし、今現在もそういった活動については、学校教育を通していろんな形で展開しております。

で、核兵器廃絶国際署名をされているかどうかということですけども、これは平成30年4月17日付で、非核の政策を求める福岡県の会、福岡県原水爆禁止協議会、福岡県原爆被害者団体協議会の連名で、各自治体首長宛てに、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名の依頼文書が参っております。議員が言われているのはこのことだと思いますが、町長名で趣旨に賛同し、署名し、提出しております。

で、先ほど、粕屋町のことを若干申されましたけども、議員御存じでしょうか。確かにこういったことに参加させるのは素晴らしいことだと思いますけども、須恵町の場合は、既に早くから、私、教育長になったのが約10年前ですけども、それ以前から、特に、私、教育長になったときに、3校の小学校に命令を下しまして、小学校における安全平和に関する徹底をしております。そして、修学旅行については、必ず長崎に1泊2日で行きなさいと。そこで、平和のとうとさを学んだということで、行く前に原爆の木、各小学校にあります。それを利用した平和学習をやった上で、長崎に派遣しております。修学旅行。で、平和之塔の前で、安全集会授業をやって、これはある方が、私が教育長のころだったと思いますけども、おっしゃったのが、平和之塔の前できれいに並んで座って、校歌を歌いよるところがあったと。素晴らしい学校やと。何のことはない、須恵の第一小学校やったと。御存じでしょうか。須恵町は、そういった形でわずか3組の6名を派遣するとか、そういったことではなくて、安全平和学習として、教育問題として捉えて、小学校教育の中に組み込んできちんとやっております。

で、原爆パネル展等をアザレアホールとか、久我美術館で開催ということですが、昨年8月の14日から25日の間、アザレアホールの1階ホワイエにおいて、原爆被害者の会須恵支部の依頼によって、原爆写真展を行っております。また、8月の町広報にこの写真等の情報掲載もしております。今後も依頼があれば、積極的に展示させていただこうと思っておりますが、この写真展も県内あちこちで行われ、なかなか順番が回ってこないというような状況が、今現在続いているのが現実だそうです。

で、残念なことに、昨年主催された原爆被害者の会須恵支部は、会員の高齢化のために29年度をもって解散とされております。町としても存続のお願いをしたんですけども、なかなか難しいということです。

で、8月に入ってからいろんなところを使っての、要するに映画とかおっしゃいましたけど、これは通告にないんですけど、須恵町というのは、これは教育問題としてきちんと捉えて、私が教育長時代に恐らく福岡教育事務所管内ではやっていないと思いますけども、日教組の職員さん方々が私のところに来られました。で、安全平和学習をやっていいかと。当然のことですよ。それはどの組織に入っていようが関係ない。その趣旨が教育委員会あるいは須恵町が考える趣旨と合えば、どなたがやっても構わないと。だからやんなさいということで、須恵町の場合は、その日教組のグループが毎年開催なさっている上映会で、いろんなそのときの講演会とかをアザレアホールでなさいます。きちんと便宜を図って普及啓発をしてくださいということで、支援もしております。

ですから、この中で、私に対して核の問題も含めた平和学習をどうやっているんだということですが、既に10年以上前からこの問題については取り組んで、真摯に取り組んでやっております。

最後に、平和予算をとり、平和運動として推進すべきだという質問ですが、予算確保、先ほど言いましたように、いろんな形で平和運動、平和普及活動というのはできるんです。ですから、改めて予算をとって、先ほどおっしゃったような小学校の親子3組、6名をやるのが、果たしてその町の平和学習になるのかと、普及啓発になるのかと。私はそうじゃないと思っております。

ですから、できる資源、要するに学校教育とか、社会教育とか、そういったところに今までどおり普及啓発をやりながら、この問題については真摯に取り組んでいこうと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 私の聞いた範囲では、平和予算、それは計上がないということで、先ほど町長が申されました修学旅行の件です。これは全国どこでも長崎・広島にやっぱり修学旅

行に行くというのは一般的なことじゃないかと思います。

で、私が申しあげましたのは、このパンフレット、粕屋町、隣町のパンフレットをわざわざ用意したといいますのは、実際、この平和週間、8月4日から8月10日という形で、形あるものとしてもされているし、平和予算を見ますと、ちょっと67万円ぐらいの平和予算がされているわけです。で、町長がおっしゃいました2万円のこの原水協関係に支出されているというのは、それは議会事務局からも聞きました。で、従来から率先して須恵町ではやっておられるということですけど、私が見るにつけ、この核兵器廃絶の国際署名は中嶋町長がされております。で、これはもう糟屋郡の中でも、久山の町長もされましたし、古賀の市長もされております。

で、私が申しあげたいのは、町として大いにその盛り上げる活動をやっていくと。平和運動としてやっていくというふうに、私は捉えております。で、町の子ども教育の方針が、一人一人の個性を尊重し、相互を尊重し、理解し、取り組むということが教育方針になっているわけです。私としましては、その学校教育においてもこの平和週間を位置づけて、もっと、粕屋町が踏襲しているんじゃないかなと思いますが、篠栗町にしても、平和行進とかあるわけです。それをもうちょっと見える形で実行していただきたいと。予算にしましても、町長は計上することにはというふうなお話ですけど、社会教育課等でも子ども教育課でもそうですけど、予算を計上して、本当に今……

○議長（三角 良人） 児玉君、町長の答弁に対して質問をびしっとしてください、だらだらしゃべらんでから。

○議員（1番 児玉 求） はい。だから、今、町長がおっしゃいました修学旅行の件ですけど、私は、その粕屋町の3組、6名、それも非常に重要だと。実際、ないわけですから、我が町は。それを推し進める形、それをお願いしたいと。

それと、ここにアザレアホールと久我記念館でということで、私はあれしとるんですけど、大いに啓蒙するというんですか、そういう……

○議長（三角 良人） 答弁があったでしょうが。各町があつて数が多いから、なかなか回ってこないって。

○議員（1番 児玉 求） それはわかります。

○議長（三角 良人） わかつとるなら。

○議員（1番 児玉 求） もう少し平松町長には、新しい町長として平和運動として形あるものとして実行していただきたいと思っております。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） なかなか何に答えていいのかわからないんですけど、予算のことをおっしゃいましたけども、しないとは言っていないんです。現状しなくても、やれる体制でや

っていますよということを御説明申し上げました。

それと、もう一点、要するに8月に入って終戦に向かってのいろんな平和活動、それやってないやないかと。派手にやっていないというような意味だろうと思いますけどもね。人にわかりやすくしなさいという意味でおっしゃっているんでしょうけども、先ほど言いましたように、福岡教育事務所管内で教職員組合に対して許可を出して、安全平和運動をやっていいと言っている町は須恵町だけなんです。しかも、町のアザレアホールを使っていい。十分やっていると思います。

だから、よその町が全ていいわけじゃありません。粕屋町が確かに議員はそれがいいとおっしゃるでしょうけども、3組6名をやるだけよりも、もっとほかのやり方で須恵町はやってますよという答弁をしたつもりです。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上ですか。児玉君、最後の質問になります。質問ですよ。

○議員（1番 児玉 求） 質問ですよ。最後に質問します。

本町の教育方針は、子どもは宝というふうにあります。憲法の大切さを教え、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを、武力では物事は解決せず、平和な話し合いでお互いを尊重し、ともに助け合い、十分に誇りと自信を持たせることにつながると思います。教育に非常に熱心に我が町はされているわけですが、憲法の大切さを教えていくということ、これが修学旅行にしても何にしてもそうですが、子どもの平和運動の推進になるというふうに思っております。

憲法9条……

○議長（三角 良人） そんな話じゃないでしょうが。質問の内容が違いますよ。町長の答弁に対して質問をちゃんとしてください。

○議員（1番 児玉 求） これは新しい質問ですから。

○議長（三角 良人） 新しい質問はないよ。

○議員（1番 児玉 求） 3問目ですから。

○議長（三角 良人） 議事進行を妨げるなら、ちょっとあなた、考えますよ。

○議員（1番 児玉 求） そうじゃないですよ。最後の質問ですから……

○議長（三角 良人） 質問になっていないから、ちゃんと質問して。

○議員（1番 児玉 求） だから、もう一回言いますよ。（発言の声あり）だから、それは除外します。

憲法の大切さを教え、再度申し上げます。本町の教育方針は、子どもは宝であるというふうに言われております。憲法の大切さを教え、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを学習させ、武力では物事は解決せず、平和な話し合いでお互いを尊重し、ともに助け合い、自分に誇りと自信を持た

せることに、これがつながるといふふうに私は思っております。町長の見解をお願いします。

○議長（三角 良人） はい、何。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議員がおっしゃっていることは正しいと思います。間違いなく正しいと。

ただ、この一般質問で通告なされた内容と違うことを言われるということは、それに答えようがないんです、私は。わかりますか。憲法9条とか、通告に何も書いてない。ですから、おっしゃっていることは正しいんですから、ただ、それを、じゃあどうだと言われても、答えようがないじゃない、当たり前ですって。でも、通告文にないことはやはり議会のルールとして守ってもらわないと、我々職員困りますよ。幹部職員は。答えようがない。だったら、通告された中身と、これを一生懸命みんな協議をやるわけですよ。真摯に答えたいと言って。それを全くここで違うことを言われて、それは私の私見でしかなくなるわけです。

だから、おっしゃっていることは正しいと思いますけども、じゃあ、それに対して私がここでそれが回答だということは申し上げません。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上をもって児玉君の一般質問を終了します。（「町長の私見でもいいんですけど」の声あり）終わったって。児玉君、終わり。

○議員（1番 児玉 求） 終わります。

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番、今村桂子です。通告に従い2問の質問をいたします。

1問目は、児童虐待に関する質問です。

児童虐待により子どもが死亡する悲しい事故のニュースは後を絶たず起こっています。先日も、虐待で痛ましい事件が起こり、5歳の船戸結愛ちゃんが死亡しています。結愛ちゃんに心から御冥福をお祈りいたします。

児童虐待の防止等に関する法律では、市町村が子ども虐待の相談窓口となり、必要な調査や指導を行うこととなっており、市町村での児童虐待への取り組みは、これまで以上に重要なことと位置づけられております。

また、児童虐待の早期発見・通告を、学校教職員、児童福祉施設職員、保健師、弁護士、医療関係者などの関係機関、民間団体との連携強化が求められており、関係者間での意見交換や指導・協議などを行う要保護児童対策地域協議会が設置義務となっています。

また、市町村等は立ち入り調査や一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その趣旨を児童相談所長等に通知するものとして、重大な児童虐待事例は分析を行うこととなっています。

須恵町では、既に要保護児童対策児童協議会が設置されていて、ほかの地域のモデルになるよ

うな活動に取り組んでいると聞いております。5月16日に行われました平成30年度須恵町園・学校経営説明会において、須恵町における児童虐待は39件であり、年々増加しているとの報告が上がっており、非常に虐待が多いことに驚かされました。この39件は、園・小中学校に通っている子どもの数字なのかわかりませんが、虐待の現状、乳児、園児、児童、中高生徒の虐待数、また、虐待の内容別の数、そのうち重篤な虐待はあるのか。あれば、事例分析は行ったのか。事例によりいろいろと内情等が違いますが、虐待が表面化した経緯、そのときの対応。

要保護児童対策地域協議会の機能、対応は働いているのかなどはどうなっておりますでしょうか。

また、乳幼児健診時の講話や、母親の心のケア、親学級の開催やPTA研修会等の中で、児童虐待の防止の対策に取り組んでいただくということなどが必要だと思います。

また、地域活動や見守り活動の中での早期発見や、虐待防止に少しでもつながる活動に取り組むことなどが初めの一歩だと思います。

そこで、既に取り組んでいることや、今後のこのような取り組みの実施等についてお尋ねをいたします。非常にデリケートな部分なので答えられないこともあると思いますが、できる範囲でお答えください。

2問目は、育成会・子ども会の支援、子育て支援についてお聞きいたします。

行政区の現状は、転入者がふえても、今でも組合員は減り続けております。全ての行政区ではないかもしれませんが、減り続けているのが現状だと思います。

そんな中、もちろん育成会費、子ども会費の金額も減少しています。育成会としては、何とか子どもたちを青少年科学館や命の旅博物館など、いろいろな場所や施設に連れていきたいけども、バスを貸し切る資金がありません。特に区民が少ない区においては資金の捻出が困難です。役員の車では事故があった場合の責任問題にもなります。子どもたちに知識をふやす場所を見せてあげたり、いろいろな体験ができるような場所に連れて行ってあげたいと思っても、現状では無理です。何とか各区に1年に1回、無料で運転手付きの町のバスの貸し出し、または、バス借用のための補助金などの支援を町で行っていただけないかとの育成会長さんたちからの強い要望を耳にして、今回質問をさせていただきました。

町長のお考えをお聞かせください。

○議長（三角 良人） 1問目を、安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。今、議員も申されましたように、先日、東京都目黒区において、両親の虐待を受けて幼い児童が亡くなり、私も心を痛めているところです。亡くなられた児童の冥福を祈るとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、教育委員会としましても組織的・機動的な対応に努めていきたいと思っております。

それでは、児童虐待の現状と対応について5つの質問をいただいておりますので、具体的にお答えいたします。

1点目の平成29年度の児童虐待件数についての御質問ですが、御指摘の39件に関しては、須恵町で発生した虐待の認知件数ではなく、スクールソーシャルワーカーが対応した虐待に関連する相談対応件数と御理解ください。

須恵町では平成19年度より、要保護児童対策地域協議会を開催しております。それ以前は、児童虐待防止ネットワーク会議を開催しておりました。したがって、須恵町は児童虐待に関する情報の把握や虐待の確認の仕方の適切な対応についてノウハウを蓄積してきており、児童虐待に関して積極的に対応し、その効果を上げてきていると言えます。

参加者は、教育委員会、各小中担当者、健康福祉課、児童相談所、粕屋警察署、児童民生委員となっております。

当初からこの協議会に参加している小中学校に関しましては、児童虐待への危機意識が高く、児童虐待の疑いが見られた段階で、教育委員会への報告体制が確立しております。

虐待に関する情報が入った場合、教育委員会として現地にまず行きまして、事実確認を行い、深刻な児童への虐待があったかどうかを見きわめた上で、必要な措置をとってまいりました。

これらの虐待に対する教職員と教育委員会の意識の高さや対応の適切さは、平成21年度から週5日間常駐させてきたスクールソーシャルワーカーの存在によるものが大きいと言えます。スクールソーシャルワーカーは、虐待への対応の中核となって奔走し、要保護児童対策地域協議会での関係諸機関と緊密な連携を図ってきた実績は大きいと言えます。

さらに、平成29年度よりスクールソーシャルワーカーを2名体制としたことにより、よりきめ細やかな家庭支援や学校支援ができるようになりました。

39件の内訳については、園、小中学校の相談件数と加えて、児童相談所から町に通告があった面前のドメスティックバイオレンス——いわゆる子どもの前で保護者の方がけんかするとか、それを面前のドメスティックバイオレンスと言いますが——等で、未就園児の相談などが含まれています。ただし、高校生以上の相談件数は入っていません。

乳児、園児、児童・生徒ごとの児童虐待数については、件数が少ないこともあり、それぞれ言いますと個人が特定される可能性があるため、回答ができませんので、御了承ください。ちなみに、他町のホームページにも個別の件数は公開されておられません。

2点目の虐待の種類別の数、また、重篤な虐待はあるか。事例分析は行ったかということにつきましては、虐待の種類別の数は個人が特定される危険性があるため、回答できません。重篤な虐待はあるのかにつきましては、須恵町教育委員会は、虐待につきましては全て重篤案件として認識し、専門家であるスクールソーシャルワーカーの助言を受け、福岡児童相談所あるいは粕屋

警察署等と連携を図りながら対応しています。

事例の分析は行ったかの事例の分析については、その都度行っております。これまでの児童虐待の相談歴はなかったかどうか、児童生徒から直接話を聞き取り、家での様子で異変はなかったのか、その家庭に養育能力があるのか等々、総合的に児童虐待が起きた家庭の分析を行った上で対応しています。

たたかれた、あるいは、家にいたくないなどの子どもたちの声をまず受けとめた上で、表面的に対応するのではなく、家庭の裏側に何かがあるかといった環境面を、過去の情報と照らし合わせてしっかり調査・分析を行い、対応しています。

こういった地道で丁寧な取り組みの積み重ねが児童虐待への単なる対処療法ではなく、これから児童虐待を生まない家庭にするための取り組みにつながっていると思っております。

虐待のあった家庭に対して何が原因なのかを見きわめ、どのように家庭を維持していけばよいのかを具体的に提示し、支援してきました。その際には、福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカーが中心となり、家庭支援や関係機関とつながり、時間をかけてじっくりと家庭と向き合い、家庭の見守りや支援に努めてきているところです。

3点目の虐待が表面化した経緯は、また、そのときの対応は、についてでございますが、虐待が表面化した経緯は、園・学校においては教職員からの報告、警察や児童相談所等の関係機関からの通告等で表面化しています。

虐待発見当時の対応は、必ず須恵町教育委員会とスクールソーシャルワーカーが現場で確認をし、虐待かどうかの判断を行った上、関係機関への通告、協力要請を行っております。学校で虐待通告があったら、すぐ教育委員会の職員とスクールソーシャルワーカーが行きまして、学校と一緒に聞き取りをした上で、その対応を決めているところです。

4点目の要保護児童対策地域協議会の機能、事例対応は、ということでございますが、要保護児童対策地域協議会の機能は、虐待の早期発見あるいは早期対応を徹底して行うことで、虐待の重症化あるいは継続化等を予防することにあります。関係機関との連携を図ることで、虐待対応に関して協議会参加者の役割を明確にできます。また、虐待対応の担当者として意識づけにつながり、積極的な対応と予防につながっています。

事例対応については、最新の要保護児童対策の状況を共有し、スクールソーシャルワーカーや児童相談所、警察からの助言等を踏まえ、改善・解決に向けた協議を実施し、児童相談所での保護などにつなげています。

5点目の虐待防止の取り組みは、また、今後取り組む予定のものは、についてでございますが、虐待防止の取り組みは、平成29年度から要保護児童対策地域協議会に特定妊婦、未就学児童部門を設置し、0歳から15歳までの子どもや保護者を見守れる体制づくりを行っております。

また、健康福祉において、赤ちゃんをお持ちの乳児家庭を全戸訪問、健診事業の未受検者の拾い上げを実施し、虐待リスクのある子ども・家庭の把握にも努めております。

今後取り組む予定のものについてでございますが、本町のように要保護児童対策地域協議会を毎月実施している市町村は全国的にも珍しく、また、教育委員会が実施していることも他町にない特徴です。

したがって、今後も教育委員会としては、今の要保護児童対策地域協議会を維持しながら、須恵町が掲げる0歳から15歳までの一環教育プログラムに合わせて、子どもたちが安心して教育を受けられる環境づくりの充実を図っていくとともに、児童虐待に対して危機意識を持って取り組んでいきたいと考えております。

御清聴、ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 2問目を、吉川社会教育課長。

○社会教育課長（吉川 聡士） 初めての登壇になります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、育成会に無料バスの貸し出し支援をとということで、質問内容が実務的なこととなりますので、私よりお答えさせていただきます。

質問要旨1にあります年1回の運転手つきコミュニティバスの無料貸し出しですが、コミュニティバスは国土交通省の許可を受け運用する自家用有償運送であり、許認可を受けた路線及びダイヤでしか運行できません。また、コミュニティバスは毎年1月4日から12月28日まで毎日運行いたしております。

よって、コミュニティバスの貸し出しについては対応できません。

そのほか、須恵町では、須恵町マイクロバス運行管理及び使用基準を定め、車椅子付きのマイクロバス、定員は補助席を入れて20人乗りの貸し出し事業を行っております。本基準では、使用の範囲を、バスを使用することができるものは、須恵町の行政機関、須恵町の行政区域内に組織された行政関係団体及び主管課長が必要と認める団体とすると定め、使用承認基準を、1つ、職務遂行のために行う事業に使用するものであること。2つ、須恵町及び他の公共団体が依頼または主催する事業に使用するものであること。3つ、公共団体またはその他施設等の研修及び視察等の事業に使用するものであること。4つ、前各号に準ずると認められるものと定められております。

育成会会長からの強い要望とのことですが、年に4回程度の子ども会育成会連絡協議会の情報交換会においては、そのような要望はあっていないということでしたが、育成会等の社会教育関係団体を含めた行政関係団体は町内に数多くありまして、本町はマイクロバス1台しか保有しておりませんので、利用団体全てにバスを提供することは困難でございます。

また、同じ目的を持つ団体同士でも、規模や事業運営が異なっているため、一部の団体のみ貸

し出しを実施することは平等性を欠くため、各種団体全体で活動する事業のみ貸し出しを行っております。

青少年科学館などの社会教育施設で研修に連れていかれたいということですが、各分館の子ども会活動といたしまして、親も含めて20名も乗れないバスは、子ども会育成の活動として貸せる状況にございません。貸し切りバスが高価であれば、公共機関を使うことも社会体験の一つであり、現に、そのように実施されてある子ども会もございます。

資金の捻出が困難ということですが、育成会は地域の大人一人一人が育成者であることを自覚し、子ども会育成のために精神的・物質的援助を協力して行うことが大切ということをお理解していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、2問のお答えをいただきました。確かにこの虐待の情報というのは本当にデリケートなもので、ここで回答をいただくのは困難な部分だろうと思って、私も直接聞きにいかうかなとは思ったんですけれども、でも、ここでちょっと一般質問をすることによって、虐待がこの町にもあるんだということを知っていただきたいと同時に、189というのがあるのは皆さん御存じだと思うんですけど、これは、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたとき、また、子育てに悩んだときなどに、ためらわずに全国でこのダイヤル、いち早くということで、189を電話していただくと、相談員が対応するという状況です。こういうこともあるんだということも知っていただきたいなということで、ちょっと質問をさせていただいております。

で、今聞いた内容で、スクールソーシャルワーカーさんが今年度、29年度から2名になったということで、非常に子どもの教育とか相談に乗っていただいて、大変いいことだと思いますし、これは須恵町だけですよね、2名というのは。すごい一生懸命対応していただいているなというのを感じるんです。

そんな中で、やはり要保護児童対策地域協議会、そういうのも効果を上げているから、この39件が上がってきたのかなというふうに理解をしております、虐待を受けた子どもの早期発見ということができているから、この数が上がったというふうに今理解をいたしました。

これが、今後やはり重篤なものにならないとは限りませんので、今後がやはり心配だなと。で、しっかりと今後見ていていただきたいというふうに思っております。

そして、もっと189の普及をお願いをしたいと。子どもたちも189をかけられますし、親でもちょっと悩んだことでも何でもいいので、こういう普及のことをお願いしたいということもちょっとお願いなんですけれども、その辺どんなに考えられているかということ、あと、今回起

こった事件でも、ほかの県とか、市町村とかから移ってきて、そして、発見が連絡等もありおくれたというようなことで事件が起こっているの、そのようなほかのどこから移ってきたときの対応、それがどの程度うまく連携されているかという点を1点ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、健康福祉課と一緒に全戸訪問等を行って、お母さんたちの心のケアも多分一緒にされているのかなと思うんですけども、やはりこの虐待というのは、親がどうしてもかかわってくることでありますので、親の教育といいますか、親の心のケアというか、そういうものが非常に重要な部分だと思っております。

この間、説明会のほうでもちょっと出ていたんですけど、PTA等をお願いをいたしまして、やはり親の研修です。そういうものも今後行っていただけないかなと、そういうプッシュもお願いできないかなということが1点です。

それから、地域の方たちも一緒に今は教育に携わろうというふうにされていると思うんですけど、そういう見守り活動の中、地域活動の中で、早期発見とか、そういうものに興味を持っていただくというか、やはり189をかけるにしても、これ隣から子どもの泣き声が聞こえているけど、虐待かなとちゅうちょされるような部分もあると思います。でも、何でもちょっと気づいたら、まずは通報をしていただいて、その後、ちゃんと調査しますというようなことをやはりやっていただきたいと思うので、その辺の広報活動についてお聞きをいたします。

それから、2問目のバスについてでございますけれども、連絡協議会のほうで上がってきていないということで、今後上がってくると思います。今、皆さんからの声があつとって、今度上げようというふうにならなっているらしいです。だから、多分上がってくると思うので、町の意見としては多分、今お聞きしたので、そのように伝えたいと思いますが、町も予算がないというのは、先ほどの町長の報告の中でやっています、何をやるか、やらないかを本当に、どうするかを決めていかないといけないというのがやはり執行部の考え方だろうと思っています。

しかし、今後やっぱり須恵町を担っていく子どもたちでございますので、日本は資源がない国です。それはやっぱり教育で何とか頭脳を鍛えることによって、この国は守られていっているところもあるので、やはり前の町長がよく米百俵の話をしておりましたが、いろんな知識とか、体験をさせてあげたいと思うのもまた親心であると思いますので、町のバスが使えないなら、子ども育成会がバスを年1回でも借りられるときに、何とかその資金援助というか、補助金みたいな形では出せないものかということをお尋ねをします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 今村議員にお答えします。

まず、ちょっと訂正が一部ありまして、スクールソーシャルワーカー2名、私が言い間違えまして、29年と言いましたが、28年からでございます。間違えておりました。

今、御質問の件でございますが、なるべくこれは情報が入ったほうがいいと思います。実際、地域の方から学校とか、あるいは警察のほうに、隣でいつも大声が聞こえるごたるけどという御心配の連絡等もあっていますので、そういった面で、この189というのは一つの手段だろうと思いますし、これは広めていきたいというふうに思っています。

で、広める方法につきましては、また課のほうで打ち合わせて、学校通信ですとか、あるいは、広報に機会があるときに載せるとか、そういった方法があるのではないかなと思います。

それから、他市町村から移ってきた虐待あるいは不登校も含めてですけども、常にこの要保護児童対策地域協議会のほうに名前が上がってきます。で、ここでは児童のリストがありまして、かなり詳細な記録簿があります。ですので、そういった場合は、全部そこで引き継いで、当然、毎月やっているわけですから、先月入ってきたAちゃん、Bちゃんは、過去こういうことがあったから用心しようとか。そのために、学校として何をするのか。あるいは、保健機関と何をするのか。教育委員会として何をするのかという協議をそこでやっているわけです。

ですので、毎月する意味は、やっぱりそういった意味で、よりそういった情報を逃さない。あるいは、特定の子どもに関して支援を行っていくという組織的、機動的な対応を進めていきたいというふうに考えています。

それから、親御さんに関しましては、PTAの成人教育等がありますので、そこを通して、例えば講演会等もよくあっていますし、今、子どものインターネットあるいはスマホの問題等もそこで扱ったりしますので、そういった機会に少しそういう話を持っていければと思っていますので、学校のほうとも話していきたいと思います。どうも御指摘ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 2問目の将来的というか、予算化されたらどうかという話なんですけども、この問題で、質問要旨の中で、育成会の会長たちからの強い要望を耳にしてということで、実際そういったことがあるのかどうかというのは事実確認の必要がございましたので、担当課を通してその確認を行いました。その結果、子ども会育成会連絡協議会の顧問、相談役あるいは会長さんとお話する中で、今のところそういったことは上がってきていないと。

ただ、中身についておっしゃっていることが、そのバスの貸し出し無料化ということでしたので、どうしようかなということ考えていたんですけども、実は、恐らく議員に対して要望された子育て連の単体の方とお会いしました。たまたまなんですけど、第一小学校の第41回の少年相撲大会のところに、ちょっと休憩でテントから出たときに、済みませんということで、その方と直接お話ししました。

その中で、私のほうから御説明申し上げたのが、おっしゃっていることは、そうなると便利でしょうねと。私もそれが個人的にはいいと思うけども、要は、大きな行政区とちっちゃな行政区

があるんです。で、須恵区に至っては2,000世帯を超えているわけです。そうすると、子ども会の、育成会はいいにしても、子ども会加入者は何百人となる。じゃ、ちっちゃな、今回相談を受けたところはそんなお子さんがいらっしゃらないから可能なんでしょうけども、じゃ、少ないから、そこには無料でやっていいのかということになると、やはり教育行政というのは、公平にやっていかにやいかんと。そのことを考えたときに、その20人乗りではまず無理な話なんです。要するに、今、その資源がないと。じゃ、貸し切りバスを借りるお金を補助したらいいじゃないかという結論になるんでしょうけども、さっき言ったように、非常に大きなばらつきがあって、要するに公平性を保ちながらルールどおりに、皆さんが納得するような形で単体の子育連に対して補助というのがなかなか難しいだろうなというのが、今現在の結論です。

それと、もう一点、これは教育委員会のほうに言っているんですけども、今現在の子ども会・育成会の活動のあり方についても、今、閉塞感というか、これはもう長崎会長ともよくお話するんですけども、育成会自体の活動についても根本的に考え直すときが来ているよねと。

で、何でこんなことを言うかということ、今は、子ども会の自主活動が一切見えてこない。全てが子ども会・育成会が行事を仕切られて、子どもに命令をやって、何月何日に来るから、来ますか。これじゃ、子ども会・育成会をつくった本来の趣旨に反しているわけです。

ですから、今回のコミュニティバスのこの料金の問題からと言ったらおかしいんですけども、もう一度教育委員会のほうに、子ども会・育成会のあり方自体。で、もし続けるのであれば、子ども会のしっかりとした定義づけ、見直し、それ自体をやらないことには、今現在このコミュニティバスを、仮に超法規的に、じゃ、やろうとか、それとか、貸し切りバスを貸そうかといっても、何も根本的な解決にはなりませんので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、2問目のお答えをいただきました。その中で、虐待に関しましては、今本当にいろんな活動をしっかりとさせていただきながら、把握もしていただいているということですので、今後、須恵町で本当に重大な事件が起こらないことを願うと同時に、このような活動を続けていっていただいて、皆さんがすぐに通報して、軽いうちにこれが解決できるような対応策といいますか、それを続けていっていただきたいと思っておりますし、そういう環境をつくっていただきたいと思っております。

また、育成会のバスにつきましては、個人的にちょっとお話をさせていただいたようで、もうこの件は大丈夫だと思うんですけども、私も大きい区とちっちゃい区のやっぱり区別があるといけないというのは感じての質問で、一応補助金で対応できないかなと思ったんですけど、やはりルールというものが要ということでございますので、今後、そういうルールの見直し等をし

ていただきながら、また、どこに補助ができるのか。例えば、育成会だけじゃなくて、高齢化をしてきた高齢者の方たちもどっかに行きたいとかいうような老人クラブのお話も出るかもしれません。そういういろんなところの状況を把握しながら、また、今後の補助できる対象等を検討していただいたり、どういう形でできるかなといういろんなルール等ももう一度見直しをしていただければと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥でございます。このたび平松町長におかれましては、就任以来初めての一般質問の定例会でございますけれども、私は、平松氏に町長になっていただきたいと思います。一生懸命後援活動を行いましたけれども、きょうは、くしくも平松町長が教育長のときに創設しました小学校の特区と言いましたけれども、選択区域などについて御質問します。

また、そのときの子ども教育課長が、先ほど御挨拶されました稲永副町長でございます。そういうことでございますので、二元代表制ということでございますけれども、きのうの友はきょうの敵ということで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

平成26年、4年前でございますけれども、3月議会で私が、早急な校区の適正化の実現をということで一般質問をさせていただきました。それは、今、須恵町の人口に伴うことにより、小学生の子どもの増加でございます。第二小学校がマンモス校になり、教室を4教室増築したわけでございますけれども、まだまだ教室が足りないような状態になってきたわけでございます。それを4年前、踏まえて、第三小学校に旅石区を編成したらどうかということ、私は質問させていただきました。

そのときの、中嶋町長の答弁は、第三小学校にも住宅開発計画があるので、そのままにしてはどうかということがございました。そういうことで、そのときに適正化委員会を設置して検討してもらえないでしょうかということをおっしゃっておりますけれども、この4年間、なかなかその話が進んでいないということで、今回は、校区適正化委員会の状況について質問しているところでございます。

旅石区の一部に認めている選択区域、特区と言っておりますけれども、についてお尋ねすることでございますが、一部の児童が第三小学校に通学していることで、行政区や子ども会、育成会の運営に支障を来している現状があるわけでございます。適正化委員会を設置され検討されているのかということで、質問要旨でございますが、選択区域だけでなく、旅石区の児童全員の第三小学校への受け入れについて、行くか行かないか、早急な結論が必要と考えます。

なぜかといいますと、町にも予算がありまして、いつ子どもが減少するかわかりませんが、教室を増築するということは、予算もかかりますし、また、何年か先に人口が減ったということで、空き家になってもいけない。ということになれば、3つの小学校に子どもを分散したら、教室は足りるのじゃないかと思っております。

また、この前、教育長の話でございましたけども、ことしは特別学級が5教室もふえたとなりますと、いよいよが教室が足りなくなってくるということで、小学生の校区の編成について、校区適正化委員会の設置はその後できたのですか。

それから、現在の見直し、協議はどこまで進んでいるのか。

3番目に、選択区域があることで、育成会などに支障を来す現状があると考えますが、どのような対応策を考えているのか。

4番目に、選択区域ではなく、旅石区全域を校区編成することを考えているのか。

5番目に、町全体の校区編成は考えているのか。もし編成するならば、校区編成の時期をいつと考えているのか、質問はそれでございますので、お尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えいたしますけども、この問題については若干復習と申しますか、その当時、何で中央駅のあたりを選択制にしたかという話なんですけども、その当時、旅石区の役員の方々、それと後ろにいらっしゃいますけど、議員さんと打ち合わせをやって、旅石のほうが一番初めに行ってもらえませんかという話をやっていたのが4年、5年前です。

で、その段階で、やろうかという話だったんですけども、その当時、新原で大型開発、80戸以上の戸数の大型開発が持ち上がって、すぐにも着工しそうな勢いの案件でございました。そうすると、今現在、須恵町に一戸建ての家を建てられて転入な家庭の構成という、大体30代ぐらいで、小学校を抱えていらっしゃる方が多いと。で、もし旅石区を移転させてしまって、その時点で、いいよということで移転させて、で、その80戸が入ってきた場合については、本末転倒で、今度は第三小学校で校舎をつくらにやいかんというような状況が発生する、本当に危機的な状況がその当時だったんです。

で、要するに、その開発の問題がうまくいくのか、いかないのかも含めて、しばらくは様子を見るために、須恵中央駅のあたり、行政区が旅石区になっておりましたので、旅石区とお話して、学校選択制という形でしばらくその問題が見えるまで第三小学校区に、校区だけ変更は可能ですよと、しばらくです。だから、特区という意味で期間を決めてというやり方。

で、そのときに、第三小学校並びに旅石のその該当者の方々に申し上げたのは、あくまでも学校に変わることを許可します。あくまでも行政区は旅石区なんだと。子ども会・育成会活動は旅石なんだということをきちんとおっしゃってました。

それが、あるとき、私が副町長になってしばらくして、その問題が起きたときです。で、実は、新原の区のほうが困っていらっしやると。何で困っているんだという話を聞いたら、そこの特区のお子さん方を新原区の子ども会で預かっていると。聞いてびっくりしたんです、私。その当時、教育委員会として、全てを、第三小学校区の全てのサービスを受けられるようにという説明はしておりません。今現在でも教育委員会と話しましたら、その問題が表面化するまでは、教育委員会に報告もなかったんです。後から出てきて、要するに、校区の問題というよりも、子ども会をどうするんだという問題のほうが先になってしまっている。おかしいじゃないかと。でも、実際にお子さんがかわいそうだからということで、そういった配慮で、第三小学校のそのときの校長さんとか、新原区が話されて、要するに子ども会の問題を解決しようと。

要は、先ほどもちょっと言いましたけども、子ども会と学校の中でつくっている児童会を混同しているんですよ。そうでしょう。要は、その定義づけさえ、今現在ははっきりしてきてなくなっている。そこが大きな問題で、今現在こういった問題が起きているのかなと思います。

で、将来の方針。まず、一つ一つ先に答えてからしますけども、校区の適正化委員会の設置については、現在では考えておりません。要するに、協議が進展した時点で協議会の開催を行って、承認を受けていきたいなど。と申しますのが、最後に結論は言いますけども、今の段階では適正化委員会をつくるまではないのかなと。

で、見直し協議の進捗状況ですけども、平成28年度に何度か旅石区に話を持ちかけて進めております。これは何も教育委員会が怠慢とか、そういったことではなくて、ある旅石区の事情で、この問題を協議できない状況がしばらく起きました。これは区内で、我々もちょっとそのことを話しにくいよねと、今は。ということで、しばらく間があきました。

で、平成29年度に入って、新区長さんが誕生してからやろうやということで、29年度については現在の状況というのを御説明申し上げました。

そして、先月の5月に公民館において保護者会を役員の方々と一緒に、校区の見直し概要を説明しております。で、旅石区では、委員会を立ち上げて説明会時に受けた質疑・要望に対する回答書をもとに検討しながらやっていただくという段取りまでいっております。

また、役場庁舎内においても、関係課との協議を行い、課題抽出、情報の共有等を行うため、会議を今現在行っております。

で、選択区域の問題点、対応策ということなんですけども、これはもう今言ったとおりなんですけど、同じ行政区でありながら、第二小学校へ通学する子、第三小学校へ通学する子のすれ違い、保護者同士の交流がない。組合、育成会加入問題、選択区域の範囲拡大化などが挙げられるんだろうと思います。

で、これに対する対策というのは、先ほど言ったのがもう答えで、要するに、確かに第三小学

校が近い、須恵中が近い。でも、須恵町の校区編成でいうと、旅石区というのは第二小学校なんです。それでもやっぱり危険性とかいろいろ考えたり、それとか、須恵町の教育委員会、教育行政の考え方として、これ以上第二小学校がふえても危ないと。できれば、第三小学校にお願いしたいなという思惑等があつて、もし行かれるのであれば、あれかこれからではない。これを選んでくださいということで、保護者にお伝えしたつもりが、今、先ほど言った問題になっているということです。

で、特別区ではなくて、これが結論になっていくんでしょうけども、旅石区のほうには、今現在、この前も区長さんとお話しして、近々の近い将来に旅石区の皆様は第三小学校区に移ってもらえないだろうか。で、教育委員会と一緒に話し合いを持ってくださいということでお願いを申し上げております。

で、私自身の考え方としては、教育長から副町長にかわるぐらいのときに、たしか教育長だったと思いますけども、そのときに、現議長さんとか、旅石区の区長さんに、できれば旅石区は第三小学校に移ってもらいたいという方針は、私自身は変わっておりません。

で、その時期なんですけども、これもさっき言ったように、旅石区さんのいろんな事情とか、教育委員会のいろんなことがありましたので、もう、ちょっとおくれ気味になっているんですけども、できれば平成30年の4月にいろんな中身の、移ってもらうためのルールづくりが必要になるとは思いますけども、できれば、最終的には、町の方針とすれば32年の4月に、旅石区は第三小学校に移ってもらえませんかという方向でお願いしたい。ただし、全員いきなりぽんて行くのは、今現在、もう二小に通っていらっしゃるお子さんもいるわけですから、そのあたりの緩和措置というのをとりながらということになっていくかと思はれますけども、それで教育委員会のほうに、地元の区長さんとか、育成会の方々、PTAの方々と協議を進めてくださいということをお願いしております。

それと、町全体の校区編成を考えているかと、校区編成の時期をどう考えているかという問題ですけども、これについては、本当に校区だけの問題じゃなくて、行政区の問題があつて、昨日もある大きな行政区の区長さんとお話ししたときに、公民館の問題も一緒にお話しさせてもらったんですけども、やっぱりその中で出てくるのが、どここの区とうちの区と少しくつつけて、で、向こうの区はこうなつてというのは、各区長さんのアイデアはあるみたいなんですよね。

ところが、その問題を解決しない限り、要は、校区だけで先に動かすと、今度またどうなるんだという問題になりますので、この校区再編の問題というのはしばらく臨機応変に、今回の問題は32年に解決するというやり方ですけども、校区編成の問題について臨機応変な形ととっていかしていただきながら、行政区界の問題をちょっと真面目に、区長さん方あるいは議会の方々とお話しする時期に来たのかなと思っております。

で、何でこんなことを言うかという、当時、須恵町というのは、今現在不動産バブルで、皆さん御存じのとおりどんどん入ってきていますけども、田んぼが点在していたんです。そうすると、その田持ちさんはどこどこ区の水利を持っていらっしゃるから、要は、離れているのに行政区はこっちだというようなことが起きていて、そのひずみも出てきています。

ですから、そのあたりを根本的な行政区を変えるというよりも、そういったもろもろのことが出てきていますので、そういったことを各区長さん方と、そしてまた議会の議員の皆様ともお話ししながら、ある程度緩やかな形で切った上で、もう一度、じゃ、校区をどうするんだということになると思いますので、今現在、校区再編については教育委員会のほうに、やんなさいという命令はしておりません。

以上です。

○議長（三角 良人） 松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、答弁いただきましたけども、先ほど、町長は学校は第三でやって、子どもは地域ということでしたけども、なかなか学校が違くとPTAもうまく来ないし、地域に入るといのはなかなか難しいです。親は旅石区、子どもは第三小学校の新原の育成会に入っているわけです、今現在が。

新原区といたしましては、育成会に補助金を出しているわけです。また、旅石区の子どもの補助金までその中に入っているわけです。現在、調べたら21名ほどがおるわけでございます。そこら辺のこともありますし、第三小学校に旅石区の部友会というのはありませんし、そこら辺をやっぱり育成会というのは、区一体でやっておられる。だから、なかなかやっぱり学校で遊ばないのが、子どもはすぐ仲よしにはなりますけども、そこら辺がうまくいかないんじゃないかと思えます。

ちょっとずれますけども、今、育成会の行事が衰退しているようなことがありましたけども、かるた大会にしろ、何大会にしろ、区でやるわけですね。その子どもたちが新原でやるわけでございます。親は旅石でございます。そこら辺もよく考慮して話をさせていただきたいと思えます。

今、仮に、大賀薬局の裏に10戸ほどの分譲があつて、私のほうに尋ねがありました。第三小学校に行きたいと。いや、それは入れませんと。それは、もう子ども教育課長が言っていますけども。そこは第二小学校ですからと。いずれ話し合いがあれば、いつかは行く可能性はありますけども、今のところ行けませんと。で、あんまり言うもんですから、それなら、須恵町に住んでもらわんでもいいですと言いました。須恵町はそういう規定がありますからって。予算の関係がありまして、これは決まっています。だから、学校が近いからそこに住む。でも、その学校はこっちですよ。こっちに行きたい。しかし、あの賀賀薬局の一本の高速道路の近所、あそこまでは選択区域があると思いますけども、そこは入っていませんから、そんなにまで売らん

てくださいと、私は業者の社長さんに言いました。

そういうことで、いずれかになるということ、今、32年の4月には何とかめどがつくと言っていますけども、ただ、まだコミュニティ関係の、うちはコミュニティが盛んでございますので、物すごく今、このコミュニティは3カ所ともよくやっておられるので、これは須恵町にとっては須恵町の代名詞になるというようなことでございますので、このコミュニティの編成もまた難しいと思っております。

ちなみに、4年前からすると、子どもが第二小学校が一番ふえていると思うとったけど、違うんですね、これが。第一小学校が一番ふえとるんです。それで、4年間で196人の小学生がふえているわけです。それで、前の中嶋町長が私に言ったことが、28年から30年までが一番のピークだろうと。そのときは、それまで人口のふえれば問題ないんですが、今の計算では今後下がるので、30年をピークに下がるから、そのときに校区を再編して様子を見ていくのが一番いいんじゃないかと言っておられます。今、その答えが先ほど出て、助かりましたけども、私が言いたいのは、子ども同士が、区同士が仲よくできる対策を早くしたいということでございますので、今、進捗状況も聞きましたので、早急に、今、後ろに、非常に言っているものか悪いものか、旅石区の区長がおられますので、私がひよっとしたら悪者になるかもしれませんが、私は、町全体のことを考えて質問しているのでございますけども、これで私の要件は大体聞きましたけども、町長にもう一つ、最後の質問でございまして、何といいますか、金があればどんどこでも、仮設でも、運動場でもできるわけでございますけども、金がないんで、そこら辺をひよっとしたら何年間だけこっちへ行ってもらえんですかという方法も選択してもらおう、そういう考えはないんでしょうか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おもしろいアイデアで、教育委員会のほうで検討させてみましょうか。

以上です。

○議員（7番 松山 力弥） では、これで私の質問を終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時35分より全員協議会を開催します。議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は6月15日、午前10時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前11時27分散会

議事日程(第3号)

平成30年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第29号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第30号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第31号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第32号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第33号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第34号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第35号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第36号 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第37号 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
- 日程第10 議案第38号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第39号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第12 議案第40号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第13 議案第41号 須恵町地域防災施設設置条例の制定について
- 日程第14 議案第42号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第43号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第44号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第48号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第1号)

日程第 1 8	議案第 4 9 号	平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 9	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 0	議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 1		委員会の閉会中の継続調査について
日程第 2 2		議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について
日程第 2	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
日程第 3	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
日程第 4	議案第 3 2 号	須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 5	議案第 3 3 号	須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 6	議案第 3 4 号	福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
日程第 7	議案第 3 5 号	福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
日程第 8	議案第 3 6 号	福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について
日程第 9	議案第 3 7 号	福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について
日程第 1 0	議案第 3 8 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
日程第 1 1	議案第 3 9 号	福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について
日程第 1 2	議案第 4 0 号	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
日程第 1 3	議案第 4 1 号	須恵町地域防災施設設置条例の制定について
日程第 1 4	議案第 4 2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第43号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第44号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第48号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 議員の派遣について

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美

上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会計管理者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

これより議案の付議に入りますが、議案第34号から議案第40号までの7議案は、それぞれ関連議案でありますので、各委員長の報告を一括で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告を一括で行うことに決定しました。

次にお諮りします。お手元に別紙、議案第50号の議案書を配付させていただいております。本定例会中に、須恵第三小学校外壁・防水等工事の仮契約が行われており、工期の関係から、本日、工事請負契約の締結について、日程を追加し委員会審査を行い、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、本日採決することに決定しました。

日程第1. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、29年度補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億9,384万8,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

歳入では、1款町税は景気の上向きなどにより、見込み以上の収入があったため、町民税で7,300万円の増額、固定資産税で5,000万円の増額です。

町たばこ税は、決算見込みにより1,633万7,000円の減額です。

2款地方贈与税から10款交通安全対策特別交付金までは交付決定額に合わせてそれぞれ減額及び増額の補正で、主なものは6款地方消費税交付金2,626万5,000円の増額、9款地方交付税818万3,000円の増額ですが、地方交付税は前年度より5,300万円ほど少なくなっています。

14款県支出金は、保育所等整備事業費県補助金3,383万4,000円の減額です。認定こども園明道館を幼保一元化型から保育所型に変更したためです。

15款財産収入は、4件の町有地、大字須恵462番地43の21.21平方メートル、112万9,000円、大字上須恵字高宮880番1、26.31平方メートル、17万4,398円、大字上須恵字高宮880番2、55.48平方メートル、54万7,825円、大字上須恵字小鳥越1096番5、2,926.47平方メートル、1,770万円の不動産売り払い収入と木材の売り払い収入2,240万2,000円の補正です。

16款寄附金は、株式会社PMT様より小中学校5校の図書購入にと、50万円の篤志寄附金です。

17款繰入金では、1款町税の増額及び歳出の特別会計の繰出金の減額により、財政調整基金繰入金を1億9,500万円減額しております。財政調整基金繰入金は、土地の買い戻して270万円ほどありますが、財政不足による繰り入れはありませんでした。

歳出は、2款1項総務管理費では、歳入で報告した4カ所の町有地の不動産売り払い収入分の1,955万1,000円を財政調整基金へ積み立てております。

3款1項社会福祉費は国民健康保険特別会計の繰出金の減額3,852万1,000円、2項児童福祉費は保育所等整備事業費補助金を歳入と同額減額しております。

8款5項下水道費は、公共下水道事業会計特別会計繰出金710万円の減額です。

3月末までの決算見込みは繰越明許費に係る一般財源を含んで、歳入が約88億4,100万円、歳出が85億200万円となり、繰越金は3億3,900万円と見込まれています。

質疑として、歳入の13款国庫支出金において、個人番号カード交付における利用者数、暗証番号ロック時の対応などの現状について、14款県支出金において、保育所等整備事業費県補助金の減額について、歳出の3款民生費において、国民健康保険繰出金の減額についての質疑がありました。

討論では、国保税が高い、引き下げのために繰出金の処理に問題があるとの反対討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案29号須恵町一般会計補正予算の反対討論をいたします。

30年1月末で、国保税が高いため、平成12年からの滞納額が2億5,000万円以上あります。29年度当初予算では、県の国保保険軽減分7,792万円計上をされております。しか

し3,852万1,000円の減額が補正として上がっております。私の試算としては、減額せず9月決算に向けて取り組んで、この3,852万1,000円減額なければ、1人当たり7,000円程度の国保税の減額になるのではないかなというふうに思っております。本町の国保納税者は3,701世帯、その75%、3分の2が200万円以下の低所得者であります。税の徴収強化をするのではなく、また不納欠損処理をするのではなく、払える国保税にするため繰り入れをし、国保税を減額すべきであるということによって反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ちょっととめとめて。どこの部分、款とか項でどの部分がどうのこうのいうことで反対討論をしてもらいたいんですが。わかりますか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

議案16ページ、3款1項28節。

○議長（三角 良人） どこね。

○議員（1番 児玉 求） 16ページ。3款1項28節、国保特別会計繰出金の3,852万1,000円の減額。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。

ほかに討論はありませんか。説明しちゃらないかんじゃないですか。もう一回、たんびたんび。ほかにありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成29年度補正予算書の19ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,009万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,400万円とするものです。

事項別明細書22、23ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税が一般被保険者保険税の滞納繰り越し分の決算見込みから370万円の増額補正。

3款国庫支出金1項国庫負担金806万6,000円、2項国庫補助金478万7,000円の減は、いずれも国からの確定通知によるものです。

4款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの変更交付決定通知により1,518万4,000円の減額、6款2項1目財政調整交付金は県からの確定通知により4,231万4,000円の減額です。

7款共同事業交付金は、国民健康保険団体連合会からの交付決定通知により1,017万5,000円の増額です。

8款繰入金につきましては、年度末の収支見込みにより3,852万1,000円の減額となっています。その内訳は3節の国保会計の赤字を補填する一般会計繰入金が3,300万円の減額で、今年度は県の調整交付金の減などの影響です。4節給与費等繰入金が人件費等の決算見込みにより242万円の減額、5節出産育児一時金繰入金310万1,000円の減額です。ことしの該当者は34名でした。

10款1項1目一般被保険者延滞金が50万2,000円、3項1目一般被保険者第三者納付金440万円は、いずれも決算見込みによる増額補正です。

28、29ページをお開きください。歳出は全て減額の補正となっております。その主なものを申し上げます。

2款1項療養諸費7,636万円、31ページの2項高額療養費441万円、3項出産育児諸費465万2,000円は、いずれも決算見込みによる減額補正です。この2款保険給付費につきましては、被保険者の減により支出総額は減少していますが、1人当たりの医療費にいたしますと、高齢化等により増加している状況が続いています。

32、33ページです。8款1項特定健康診査等事業費292万円の減額は、特定健診等委託料の執行残による減額補正です。

9款1項償還金及び還付加算金は、次ページ記載になります。決算見込みによる83万円の減額です。

10款予備費は不用額101万3,000円の減額補正をしております。

質疑として、療養諸費の減額補正についての理由を求めるものがありました。これに対する回答は、国保の利用者が減っている、それは高齢化により国保から後期高齢に移行する人が多いなどの要因が考えられるとのことでした。

反対討論として、繰入金の減額には反対というものがありました。なお、この議論は、昨年の

定例会でも、またただいまの議案第29号でも取り上げていましたが、何ゆえ借りた金を返さなくてよいと言っているのかいまだにわからない。この後の討論をどうするのかは知りませんが、もしされるのであれば、特会への繰入金を一般会計に返さなくてもよいという、下水道は返しても国保は返さないという根拠となる法令規則を示した上で反対討論を願いたいものです。自分の思い込み一辺倒でのたればの主張ではなく、根拠を示さなければ討論の体をなさないと思います。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成29年度補正予算書の36ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億152万3,000円とする。

39ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款1項負担金、2款1項使用料は、決算見込みによる増額、5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による710万円の減額補正となっております。

41ページ、歳出でございますが、1款総務費は決算見込みによる減額で、2款下水道事業費も決算見込みによる不用額の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第31号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書4ページです。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律ほか平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日等から施行されることに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要性が生じ専決処分をしたので、議会の承認を求めらるものでございます。

次ページ、次のページでございます。5ページから19ページまでが改正文と附則で、20ページから56ページまでが新旧対照表となっております。

改正点の内容といたしましては、地方税法の改正による各条文の文言整理及び様式の文言整理、項ずれ等の整理を行っております。主なものについては、新旧対照表で説明いたします。

初めに、住民税関連から、20ページから21ページですが、第24条では、個人の町民税の非課税の範囲、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げ、均等割を課すべき者について、前年の合計所得金額が31万5,000円に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を超えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下の者に対しては、均等割を課さない。これは、働き方の多様化を踏まえ働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除を見直し、基礎控除に振りかえする対応であります。

その下、第34条の2、所得控除、基礎控除額に所得要件を創設する改正で、基礎控除について、前年の合計所得金額2,500万円超えで損失するものであります。

37ページをお願いします。附則、第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等、所得割

非課税限度額について、10万円を加算した金額に引き上げるものです。

続いて、町たばこ税関連であります。

30ページ一番下から31ページで、第92条、製造たばこ。製造たばこの区分を新たに創設するもので、現在、加熱式たばこは地方税法上のパイプ式たばこに分類され、大変税負担が低くなっており、地方税法上、喫煙用の製造たばこの区分として加熱式たばこの区分を創設するものであります。

その下、第94条、たばこ税の課税標準。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法とする。平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するための規定の整備であります。

34ページをお願いします。第95条、たばこ税の税率。たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。

続いて、固定資産税関連で、37ページをお願いします。

附則、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、固定資産税等の課税標準の特例、わがまち特例で38ページから39ページ、第25項の次に1項を加える改正、第26項、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間に、認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等償却資産に係る課税標準の特例措置、課税標準を3年間ゼロに軽減する特例措置。

附則、第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が全て申告。

42ページ、第12項、固定資産税の特別措置規定の追加新設、改修実演芸術公演施設に対する減額の適用を受けようとする者が全て申告、固定資産税額を平成32年3月31日までの2年間、3分の1に減額する特別措置であります。

13ページに戻っていただきまして、附則、第1条の施行期日は、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次の括弧に定める規定については、定める日から施行する。また附則、第2条では町民税に関する経過措置、14ページ、第3条では固定資産税に関する経過措置、15ページ以降については、段階ごとの町たばこ税に関する経過措置等を定めております。

質疑でございますが、固定資産税で償却資産の特定措置はどのようなものが該当するのかについて、町の計画策定に基づき中小企業において導入計画が申請され、国に認可された機械設備や細かいものではパソコンなどコンピュータ関連などの償却資産が該当する。特例率は3年間ゼロ%になっているが、町にとっては重要な基幹税になるため、厳しい面もある。県内ではほとんどの市町村が同様の軽減をとっているとのことであります。

税務課からの追加説明でございますけども、たばこ税の見直しについては、加熱式たばこ及び

3級品たばこの段階的な増税、3級品は平成31年10月1日から1本当たり5円69銭、加熱式たばこは平成30年10月に20円、平成31年10月に20円、平成33年10月に20円の、合計1箱当たり60円になります。1本当たりに換算すると3円上がります。そのうち町に入る税金は、1本当たり1円29銭となります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案の第32号ですが、質疑いたします。

9ページをちょっと見てください。下のほうですけれども、固定資産税、本附則第15条47項の該当設備なんです、下のところにありますよね、26のところが一番下ありますよね。さっき説明された固定資産税のことなんです、中小企業における生産性革命、AI等の先端技術の実現に向けた償却資産の特別措置でありまして、30年から33年に限定されて固定資産税を3年間ゼロとするということなんです、市町村が策定する導入促進基本計画に基づいて認定された業者、中小業者がおるわけですけど、当町では町内で何社が指定されておりますでしょうか。

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 委員長の報告での質問でございますけども、今回の32号につきましては一切そういう報告の質疑はしておりませんので、何やったら執行部のほうで説明をお願いします。

○議長（三角 良人） 地域振興課長、稲永課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） その件につきましては、本年に計画策定を行う予定でございます、申請されるのがまだ来ていないということです。ことしにまず税制法を先に行ってください、今から計画を立てるということでございます。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） これは、あの……。

○議長（三角 良人） 立ちなさい。

○議員（1番 児玉 求） 失礼しました。

その前に中小企業の固定資産税等に関して措置がされて、今年度からこれが廃止されて新しくこの固定資産税の3年間の補助というふうな形になっていると思うんですが、大体、私が申し上げたいのは、大体その該当される企業が大体何社ぐらいあるのかというのは……。

○議長（三角 良人） 今からのという話でしょう。何聞きようですか、あなたは答弁をちゃんと聞いていますか、人の答弁を。

○議員（1番 児玉 求） その前の前提として、中小企業の減税に関してはこの法律があるわけですけど、前もって予測といいますか、中小企業の先端技術を図るということで、優秀な企業をとということであるわけですけど、これはもう今までの町の見方としても大体どの業者が当たるというのはどうやって、把握はされておられないんですか。

○議長（三角 良人） 委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これ32号議案のとちょっとかけ離れていましたから、その段階の申告する、こっちがなくて策定して企業が申告するなっていますんで、これ今でこの場所で私の32号議案の説明の委員長報告の中でのあれと全く別でございますので、お願いいたします。

○議長（三角 良人） わかりました。ということです。児玉君、いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論いたします。

中小企業に対して十分な支援は当然必要なわけですが、この法案の措置は措置の対象になった企業には国から補助金とまた特別支援の面でも優先権が与えられて、地域経済を牽引するというふうなうたい文句はありますが、一部その認められた先端技術を認められた企業のみ支援を特化するという経済政策になっておるわけですよ。当町の中小企業全般、このAI技術の進歩の企業だけじゃなくて、中小企業全般に対象すべきだというふうに思いまして、これ反対討論いたします。

○議長（三角 良人） だから条例のどの部分に反対なんですか、この条例の。あなたの持論はわかりますけど、この条例のどこに反対でどうしたいんですか。

○議員（1番 児玉 求） その先端企業ですね、えっと……。

○議長（三角 良人） どこか書いてあります、そういうこと。先端企業にどうのこうのって。

○議員（1番 児玉 求） あるんですよ、だから……。

○議長（三角 良人） どこに書いてありますか。

○議員（1番 児玉 求） いや、この意味は、このもともとは地方の中小企業を育成するという形になっておるわけですが……。 （発言する声あり）

○議長（三角 良人） 何条のどこにそういうことが書いてあるかを言ってもらわんと。

○議員（1番 児玉 求） これは……。

○議長（三角 良人） ないでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） いや、ありますよ。この中身が、この15条の47、これは何を意味するかというと、中小企業のAI技術をした先端技術の企業に対しての補助ですね、それが限定されるわけですよ。だからその件に関してです。その特定の事業という文言ですね、それを……。

○議長（三角 良人） だから反対。

○議員（1番 児玉 求） そうです。

○議長（三角 良人） わかりました。ほかに討論はありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第32号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書57ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ専決処分をしたことによります。

59ページ、新旧対照表をお開きください。

ここでは、国民健康保険税の課税限度額を見直す改正がなされています。第3条第2項、基礎課税額に係る課税限度額を改正前54万円から改正後58万円に引き上げます。この限度額の改正に伴い、235万円の増収と試算しています。

次の第25条第2号、3号の改正ですが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額、平等割額を減額するものです。第2号の改正については、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額を改正前27万円から改正後27万5,000円に引き上げます。

また、次ページの記載ですが、第3号の改正では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者に乗すべき金額を改正前49万円から改正後50万円に引き上げること

で低所得者への保険税軽減の拡充を図るものです。この制度改正による影響は、新たに10世帯が軽減の対象になり、調定額は55万円の減額とされています。

続きまして第27条の2、特例対象被保険者に係る申告です。第2項の1行目、「申告書を提出する場合には」の文言を、「申告書の提出に当たり」に改め、4行目の「書類」の文言の次に続いて「の提示を求められた場合にはこれら」の文言を加えるものです。これは、会社を退職し国民健康保険に加入する場合に、退職理由によっては保険税の軽減を受けるための申告書を提出するのですが、その際、これまでは確認のため必ず雇用保険受給資格者証を必要としていましたが、マイナンバーの情報連携でその確認の必要がなくなりました。よって、「提示を求められた場合」という表現に改めたものです。

58ページの附則、第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項、改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までは従前の例によるものです。

質疑はありましたが、論旨不明瞭につき理解に苦しむところを委員全員で粘り強く問いかけ、話を聞きました。結局、制度そのものを抜本的に変えるべきとの発言でした。これは議会による当委員会付託の範囲を超えるものなので、質疑を却下しました。

以前から目に余るので一言させていただきます。委員長報告につき、ここでは誰と人物を特定しませんが、一委員のことです。当委員会の審査中に、議会からの付託を軽んずる発言をしたり、委員長の議事進行や制止に従わなかったり、同僚議員の忠告に声を荒げる、にらみつける、人の話を聞いていないので議論がかみ合わない。採決の際に立ち上がり、お茶をくみに行く。回答する執行部に対し「ああ」と言って威嚇する。それもそのときの回答者は女性職員でした。性別を殊さらにするわけではありませんが、到底ジェントルマンとはいえませんし、必要のない威嚇はパワハラに該当するのではないかと思えてならない。あまつさえ、常任委員会で質疑して非難されたことを、予算委員会でも繰り返すに至っては、一連の行為とあわせ当委員会を軽視して余りある行為と言わざるを得ません。繰り返しますが、これは余りにも目に余るので申し上げている次第です。

須恵町議会委員会条例第18条に、委員会において地方自治法会議規則またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、または発言を取り消させることができる。第2項、委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、または退場させることができるとの規定があります。今回も、また過去にも常任委員会審査中に再三警告をしてまいりましたが、なかなか聞き入れていただけない。今後も繰り返すことが予測されますので、次回からは、委員会の秩序と品位の保持のために、委員長は速やかに条例により与えられた権限を行使するとあらかじめお断りさせていた

できます。

報告に戻ります。

討論として、保険料値上げにつながる世帯が発生することから反対というものがありました。

文教厚生委員会、賛成多数で承認です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 今、委員長の発言がありました。前置きです。一部発言訂正していただきたいところがあります。後ほどお話しします。

議案33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対討論をいたします。

今回の課税限度額引き上げをするもので基礎限度額54万円が58万円、これは試算で235万円上がるという報告がありました。減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法の変更、5割軽減が5割、2割軽減の判定所得の算定方法で、7割は変わりません。5割軽減の場合、普通控除が33万円に27万円、社会保険料プラス同一世帯数ということが27万円から27万5,000円、2割軽減が基礎控除33万円プラス49万円が50万円というふうな形になっております。これは、見まして、この試算では55万円の減額になっておるんですね、55万円、はい。そうしまして29年度の当初の予算では、県の……。

○議長（三角 良人） ちょっと、児玉君。的確な質問にしちゃらん。（「討論です」の声あり）討論。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと最後まで聞いてください。

○議長（三角 良人） いや、最後までが長過ぎるのよ。わけわからんごと言ひよる。

○議員（1番 児玉 求） そんなことないですよ。

○議長（三角 良人） あなただけわかっとなじやないの。

○議員（1番 児玉 求） いや、もうちょっと聞いてもらえばわかりますから。（「全然伝わってない」「今まででわからんけん、わからんですよ」の声あり）何で。だからいいですか、皆さん。29年度の当初予算では……。

○議長（三角 良人） この条例についてどのようなことで反対するかを伝えてください。

○議員（1番 児玉 求） ですからこの前提が必要なんですよ、文言だけじゃなくて。前もって当初予算が、29年度当初予算……。

○議長（三角 良人） 条例の話ですよ、条例の。

○議員（1番 児玉 求） 条例の、だから、私が反対するのは……。

- 議長（三角 良人） もとい。議長が言っているんだから、あなたは。
- 議員（1番 児玉 求） いや、だから、議長。これはこの前提条件がなければ反対討論できないのですよ。
- 議長（三角 良人） 何で。この条例はどげなっていました、さっき言ったでしょう、あなたが。幾らが幾ら、幾らが幾らって。
- 議員（1番 児玉 求） はい。
- 議長（三角 良人） そいけん値下げでしょうもん、国保の。
- 議員（1番 児玉 求） だから条例で基礎控除の中では235万円、これはもう値上げになるわけですよ、試算として。この減額措置では55万円は減額になると、だからトータル的には値上げになってくるわけですよ。それが当初予算で県の保険税軽減分は7,790円は……。
- 議長（三角 良人） それはさっき聞きました。
- 議員（1番 児玉 求） 組んどるんですよ。組んどって、それはこれがやり方がおかしいということをお話ししているんです。
- 議長（三角 良人） 児玉君ね、条文の改正だからそれが何でいかんかとかいう説明して、皆さんを納得させるようなことが討論なんですよ。あなたの持論は何年からどうのこうの話じゃね、わけわからん。でしょう、皆さん。（「はい」の声あり）討論は討論としてちゃんとしてください。
- 議員（1番 児玉 求） だからこの数字がおかしいと。この数字が……。
- 議長（三角 良人） 数字じゃなくて、その数字どこへ出ていますの。
- 議員（1番 児玉 求） 出ているじゃないですか、今……。
- 議長（三角 良人） 出ていないでしょうもん、条例の中には。
- 議員（1番 児玉 求） 条例の中……。
- 議長（三角 良人） 条例はどうするかは今検討しているわけです。
- 議員（1番 児玉 求） いや、だから条例が……。
- 議長（三角 良人） あなた、私の言うことを聞かんなら、さっき何か誰か言っていましたが、発言停止とか退場させますよ。討論とか何かのあなたは議員必携をちゃんと読みようって言っていますけど、読んでないんじゃないですか。
- 議員（1番 児玉 求） 読んでいますよ。
- 議長（三角 良人） 読んでいるなら、そのような討論にしてください。
- 議員（1番 児玉 求） はい。再度言います。この一部改正の専決処分で課税限度額の引き上げを目指すものであるわけですね。先ほど申しました基礎課税額が54万円から58万円になると。あと減額措置についても基礎控除が33万円プラス27万円が、5,000円ですね、そ

うすると2割軽減の場合では33万円プラス49万円が50万円ということで、条例としては変わるわけですが、それはこの当初の本町の29年度の予算……。

○議長（三角 良人）そこは違うって言っているでしょう、何度も。この条例に対してこれだけ金額が上がった、それに対して何ぼ上げないかとかそういう話をするのが……。 （「違う、違う、だからそれに対して反対でいいですよ」の声あり）

○議員（1番 児玉 求）要は、先ほどの私ずっと話しておるわけですけど、国保のずっと滞納がずっと来ていると、それを処理していかにかいかと、払えんからなるわけですよ。だから本当に条例の数字を決めるのであれば、もうちょっとこの課税限度額にしても……。

○議長（三角 良人）どんなふうにしたらいいかを言ってください、それじゃ。

○議員（1番 児玉 求）上げないようにですね。

○議長（三角 良人）いや、どんなふうにしたらいいか、どの数字を出すか。

○議員（1番 児玉 求）上げなくていいんですよ、課税限度額は。

○議長（三角 良人）どんなにしたらいいんですか、そしたら。

○議員（1番 児玉 求）54万円なら54万円をもう上げなくて、そしてこの軽減ですよ、これも……。

○議長（三角 良人）軽減なっとるけいいでしょう。

○議員（1番 児玉 求）いやいや、だから軽減の額のお話をしているんですよ。

○議長（三角 良人）それを言いなさい言いようが。

○議員（1番 児玉 求）だから、この、去年のあれも、この条例改正、去年は30万円でしたね、下がったのが。これでは形をただやっただけだから、何かしましたということで……。

○議長（三角 良人）国が決めとる。

○議員（1番 児玉 求）いや、国が決めるんですけど、地方自治は地方の最後のやっぱりセーフティーネットになるわけですから、国保をやっぱり払えんで……。

○議長（三角 良人）とにかく長いって。どんなふうにしたらいいか、早く結論出してください。

○議員（1番 児玉 求）はい。これは、この27万5,000円、5,000円も上げています、5割軽減。2割軽減も49万円、50万円に今しておるわけですが、上げるべきではないと。

（「それだけでいいですよ」の声あり）（発言する声あり）

○議長（三角 良人）上げるべきでないから反対。わかりました。

ほかに討論は。

○議員（1番 児玉 求）いや、ちょっと皆さんの討論もお聞きしたいんですよ。

○議長（三角 良人）これで討論を終結します。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は承認です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定するこ

とに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第33号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 議案第34号

日程第7. 議案第35号

日程第8. 議案第36号

日程第9. 議案第37号

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

日程第12. 議案第40号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について、日程第7、議案第35号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について、日程第11、議案第39号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、日程第12、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを総務建設産業委員長、日程第8、議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について、日程第9、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について、日程第10、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを文教厚生委員長に、それぞれ報告を求めます。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変

更に関する協議について、外議案第35号、議案第39号、議案第40号について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書61ページからでございます。

各議案、那珂川町の市制施行に伴い、それに関する事項について規約の一部変更をする必要があるため、関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号、議案第35号は、条文中「那珂川町」を「那珂川市」に改正、議案第39号は、議員定数10人を9人に改正し、議員の選挙区の筑紫郡を削除、議案第40号は、組織に那珂川市を追加し、議案第39号と同様に議員定数を改正しております。

附則、各議案とも、この規約は平成30年10月1日から施行するものです。

以上、採決の結果、4議案、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議について、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議について、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての文教厚生委員会の審査を報告いたします。

各議案とも、那珂川町が市制施行により那珂川市となることに伴い、それに関する事項について、規約の一部を変更する必要があることから、関係市町村と協議することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。それぞれ新旧対照表にて説明します。

議案書69ページをお開きください。議案第36号です。下線部、那珂川町を那珂川市へと改めます。

72ページをお開きください。議案第37号です。同様の改正です。

75ページをお開きください。議案第38号です。下線部、筑紫郡那珂川町を那珂川市へと改めるものです。

附則として、各議案とも、この規約は平成30年10月1日から施行する。

文教厚生委員会、3議案とも全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第34号について討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第35号福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第36号福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することの一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第37号福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することの一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第38号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。ちょっと待って。起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第41号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

議案書は82ページでございます。

提案理由として、城山防災会館の設置に伴い、町内地域防災施設の設置及び管理を一本化し、大規模災害時の活動拠点として町民の安全安心を確保し、迅速な対応を図るとともに、さらなる住民のサービスの向上に資するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

次ページ、第1条で、地域ぐるみの防災体制及び災害時の地域の災害対策の拠点として防災施設を設置する旨を、第2条で、ことし3月に完成した城山区の公民館でもあります城山防災会館を含む4つの施設の名称及び位置を示しております。

第3条から84ページ第9条まで、施設の管理運営に関する内容を定めています。

附則で、第1項、この条例は公布の日から施行するとし、第2項で須恵町西部地域防災センターの設置及び管理運営に関する条例は廃止するとしています。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号須恵町地域防災施設設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第42号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。議案書85ページでございます。

提案理由として、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、町の必置の附属機関である国民健康保険運営協議会の名称変更に伴うものです。87ページ、新旧対照表をお願いします。

別表、第1条、第3条関係でございます。委員名の改正前国民健康保険運営協議会委員を改正後須恵町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員にするものです。

86ページ、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

90ページ、新旧対照表をお開きください。第3条1項に、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の者を除くものとするとのただし書きを加え、同第5号に独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号の規定による学資、独立行政法人日本学生支援機構法附則第14条第2項により、なおその効力を有するものとされる同法附則第15条の規定に、廃止前の日本育英会法の文言を加えるものです。あわせて第9条の障害の字句を、改正後は平仮名まじりの「障がい」との字句に改めるものです。

89ページ、附則です。1、この条例は公布の日から施行し、平成30年3月30日から適用する。2、改正後の須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の規定は、平成30年度から平成31年度までの補助金に適用し、平成29年度までの補助金についてはなお従前の例による。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第43号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第44号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例

について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書91ページでございます。

主な改正点は、下水道への排除する汚水の水質基準の変更及び排除の規制等を行うものです。昨年3月ごろから多々良川浄化センターへ流入する下水から高濃度のリンが検出され、多量の投薬を行わないと放流水の水質を維持できない状況で、投薬には多額の費用がかかり、多々良川浄化センターの維持管理負担金に影響が出ます。このため、県と流域6町が協力調査し、水質悪化の原因をおおむね特定できたのですが、宇美町を除く5町の公共下水道条例では、リンを追加する項目がないため、本改正により水質基準にリンの項目を追加するとともに、ほかの項目についても下水道法及び下水道施行令に基づく基準の見直しを行うものでございます。

また、公共下水道の維持管理に支障を来すような下水を流している場合に、改善の指導や排水の規制を行う規定を追加するものです。

質疑でございますが、多々良川浄化センターにおいて、今まで多量のリンが発生したことはないのかの質疑に、これまで高濃度のリンが流入したことはなく、流入は断続的ではなく、ある一定の曜日、時間帯に集中して流れ込んでいる。平均して流入するのであれば処理できるが、一気に流入する場合、バクテリアによる生物処理では処理できないため、投薬による処理が必要。排出事業者は特定できたかの質疑に、特定できた。事業者は条例を把握しており、規制がないため排出したもので、悪意的なものではないとのことであります。また、罰則規定はないのかの質疑に、罰則規定はないが、リンの規定が条例になかったため、今回規制を厳しくし、下水道法及び施行令の規制にあわせて今回の改正とし、事業所の特定ができれば指導できるものとしているとのことあります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第44号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第48号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第

1号)を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○**予算審査特別委員長(今村 桂子)** 議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算(第1号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書の1ページです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,651万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億7,651万9,000円とする。款項の区分及び金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

歳入の主なものは18款繰越金で、前年度繰越金7,648万1,000円です。

歳出は、2款総務費1項総務管理費7,101万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費134万円の補正は、住民課窓口業務、学校事務等の民間への委託料及び移行するための臨時賃金約50人分です。

4款衛生費1項保健衛生費では、臨時雇い賃金及び自然食普及センターの備品購入314万7,000円の補正を、10款教育費は、図書購入として各小中学校10万円ずつと文化会館の外壁・防水改修工事設計業務委託料49万円を補正しております。

質疑として、歳出の2款総務費において、モデルプロジェクトの進捗状況、包括業務委託は住民サービス向上につながるのかとの質疑がありました。

討論として、反対討論では、包括業務委託に反対であり、役場の職員は全て正職員にさせるべきとの反対討論があり、賛成討論では、アウトソーシングによる業務委託は一般企業においても行っているところであり、業務の効率化、低コスト化を目指す中には必要な予算と考えるとの賛成討論がありました。

以上、予算審査特別委員会、賛成多数で可決としております。

○**議長(三角 良人)** 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○**議員(1番 児玉 求)** 議案48号平成30年度須恵町一般会計補正予算に対しまして、反対討論をいたします。

6ページを見ていただきまして、6ページの2款1項1目総務管理費一般管理費補正額7,101万9,000円が計上されていることに反対いたします。

私の方針としましては、役場職員の正職員化を目指しております。田ノ上委員長が、一般企業はアウトソーシングをやっているということですが、本町は地方自治体でありますので、一般企業ではございません。利益を追求しない。住民の安心安全を守る責務がある。これは憲法でも保

障されていますから、一般企業と同等に考えていただいたらいけないとそういうふうに思っております。町役場は町民の最後のセーフティーネットとして、町民の生活において、誰でも人並みに文化的で安心安全な生活をする……。

○議長（三角 良人）そこは違うでしょう。今まででいいです、もう。わかりました。あなたの持論はいいです。反対討論はわかりました。

賛成討論はありませんか。田ノ上君。

○議員（1番 児玉 求）途中やないですか。

○議長（三角 良人）途中じゃない、終わった、もう討論は。（「座ってください」の声あり）

○議員（6番 田ノ上 真）本議案に賛成の立場で討論させていただきます。

委員会で既に意見は尽きているんですけど、ちょっと個人名が出ましたんで、誤解を避けるためにも討論の必要を感じております。

私は、役場を収益事業にしようとするための予算とは一言も言っておりません。

○議長（三角 良人）ちょっと、賛成討論だからちゃんと、ね。

○議員（6番 田ノ上 真）誤解を招かないための討論でもあります。

○議長（三角 良人）いやいや。討論に対して答弁したらいかん。

○議員（6番 田ノ上 真）はい。重ねて申し上げますけど、そういった意味で必要な予算が割かれているものと思いますので、賛成でございます。

○議長（三角 良人）ほかに。——これで討論を終結します。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。ちょっと待つて、もう一回。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人）起立多数であります。よって、議案第48号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第49号

○議長（三角 良人）日程第18、議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真）議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊、平成30年度補正予算書の10ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ97万2,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ30億3,097万2,000円とするものです。

事項別明細書13、14ページをお開きください。

歳入は、4款1項県補助金97万2,000円の増額で、国保制度改正に伴うシステム改修業務委託料についての特別調整交付金の追加です。

歳出です。15、16ページをお開きください。

1款1項総務管理費97万2,000円は歳入県補助金に伴う同額の補正で、平成30年8月から実施されます。高額療養費の所得区分細分化に伴うシステム改修費用でございます。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第49号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） 追加の議案書になります。

議案第50号工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁・防水等改修工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,408万8,000円、請負者、糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社代表取締役、因 善嗣、契約保証の方法、契約保証金、履行保証で740万9,000円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成30年9月28日まで。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第50号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時41分休憩

午前11時51分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第50号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁・防水等改修工事。契約方法、指名競争入札。請負金、7,408万8,000円。請負者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因 善嗣。契約保証の方法、契約保証金。履行保証、740万9,000円。

条件といたしまして、工期は契約の効力が生じた日から平成30年9月28日までです。

請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、40%の前金払い制度と20%の中間前払い金を適用します。

今回の工事につきましては、本店の所在地が須恵町内及び糟屋郡内福岡市にあり、かつ須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱別表で建築工事一式のB等級以上、経営審査事項の土木の票点が660点以上の8者を指名し、5月23日に指名通知及び仕様書配付、6月7日に入札会を実施しており、落札率は96.54%となっております。

質疑でございますが、工期が9月28日になっていることから、夏休みでなしに学校の開校時でありますけれどもということでございました。工期といたしましては、夏休みに終わる予定でございますけれども、1カ月の予備ということで手直し等を考えますと1カ月の余裕を持たせてい

るとのことです。また、開校日には9月になりますと土日しか工事はしないということでございます。

建設産業委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 急であります。これ図面とか仕様書とかそういう類いのものは、文教のほうには……。

○議長（三角 良人） 全員で見に行かんやったかな、これ、現場。（「はい」「行きました」の声あり）行きましたね、はい。現場見えています。現場見えていますよ。

○議員（1番 児玉 求） そりゃ現場は見えていますけど、書類……。

○議長（三角 良人） 普通出ません。

○議員（1番 児玉 求） いや、出すべきでしょう。

○議長（三角 良人） それは後で考えましょう。

委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 先ほど説明しましたように、5月の23日に通知及び仕様書を配付、その前に図面が届いたと思いますので、6月7日に入札でございますので、建設業者におきましては図面等は届いております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） やっぱり図面、仕様書を前もって提出していただくと、十分に検討するというふうにやっていただきたいと思います。（「やっていますよ」の声あり）

平山課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） よろしいでしょうか。この議案は、工事契約議案でありまして、工事の詳細の図面等につきましては、3月の議会で現場を見て、現地も見て説明もあっていると思います。

以上です。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第50号工事請負契約の締結について

は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営及びタブレット端末機導入、模擬議会の実施について、総務建設産業委員会より上下水道関連事業について、文教厚生委員会より長期休暇中の子どもの居場所づくり事業について、以上各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査と付することに決定しました。

日程第22. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会で開催しますので、委員の方は御集合願います。会議を閉じます。平成30年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時59分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 1 1 番 原 野 敏 彦

署名議員 1 2 番 三 上 政 義